

# 第41回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成23年3月16日(水曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上月支所長	木 村 佳 都 男
	南光支所長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (1名)	上月支所長	木 村 佳 都 男		
		午前11時25分 か ら 入 場		
早 退 者 (1名)	消 防 長	敏 蔭 将 弘		
		午後1時から退場し 午後2時から再度入場		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			



動がされてないよというような感じがいたします。そういうことで、町が独自に派遣をさせていたきたいというふうに考えておりますので、できれば、今日、3時ぐらいに、準備をしてですね、出発をしますので、議員の皆さん方も、その出発を、ちょっと時間を作って、送っていただければ、ありがたいなというふうに思うわけですが、まあ、よろしく願いをいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。まあ、できるだけ、町にできる支援を、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、ここで、木村上月支所長から、高年大学上月教室の閉校式のためにということで、遅刻届が出ております。認めておりますので、報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

## 日程第1．一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず、7番、井上洋文君。

7番（井上洋文君） では、おはようございます。

最初に、今回の東日本大震災の犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災者並びに、ご家族の一人一人にも、心からお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。私は、今回、3点の質問を行います。

第1点目は、不況で苦戦を強いられております町内事業所に対して、仮称、産業振興融資制度の創設について質問を行います。2008年のリーマンショック以来、景気経済が急変する中で、国の緊急保障制度など、中主企業金融安定化対策が実施されてきましたが、なかなか景気の回復には至らないのが現状ではないでしょうか。

本町においては、商工会に対して、事業貸付金として、3,000万円行っておりますが、商工会員の皆さん、利用がなされていないのが実情でございます。宍粟市の産業振興資金は、年間35、6件の利用があり、事業者の皆さん、大変喜ばれているとのことでございます。一層の景気後退が指摘される中で、利子補給や保証料補助といった優遇措置を考えていただき、本町においても利用しやすい制度に取り組むべきと思いますが、お伺いいたします。

議長（矢内作夫君） それでは、1項目目の答弁、町長、よろしくお願ひします。はい、町長。

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からの1項目目の、町内事業者に対するですね、利用しやすい融資制度ということでのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

本町の商工業者におかれましては、昨今の経済不況に加えて、一昨年の災害により大変厳しい経営環境にあることは、私も十分認識をしております心配をしているところでございます。今、お話をいただきました、宍粟市の融資制度についてお聞きしますと、市が融資の資金を金融機関に預託をし、その預託金に取り扱いの金融機関の自己資金を加え、金融機関の責任において融資実行をするということになっているようでございます。返済方法や保証・担保につきましては、取り扱い金融機関の定めによるとのことです。借り入れを受けるには、基本的には、取り扱い金融機関や兵庫県信用保証協会が一般融資と同等の審

査を行い実行をされるものでございます。そのため、宍粟市内の総事業所数は統計調査数値では、3,000件近いまあ、事業者数があるそうですけれども、年間の融資制度利用者は、お話のまあ、見込みの35件というふうに想定すれば、その利用率はまあ、1.2パーセントに留まっているというところでございます。

また、利用しやすい融資制度ということでございますが、利用しやすい融資制度ということは、審査が簡単で容易であることが望まれるわけでございますが、一方で、その融資に対する安全で確実な運用が困難になることも、当然でございます。本町の商工業者の支援につきましては、今期定例会にも新年度予算として上程をさせていただいておりますが、21年度から実施をいたしております災害対策融資利子補給制度に加え、被災された商工業者の皆さんが、運転資金として金融機関から融資を受けられた際の利子について、その2分の1を3年間助成する制度を平成24年度末までの借り入れ実行分に対しまして、新たに創設することといたしております。被災をされた商工業者の皆さんが、少しでも健全な経営が営まれますように、町としての支援も引き続いて行って参りたいというふうに考えておるところでございます。

議員ご質問の、商工会に、旧佐用町が、以前から貸し付けております3,000万円の資金を活用しての産業振興の資金融資制度の創設ということでございますが、今、申し上げましたように、宍粟市の例から見ても、融資制度は、政府系の国民金融公庫等の条件と、あまり変わりなく、望まれているような内容の制度が、制度をつくることは、非常にまあ、難しいのではないかとこのように思います。

また、町商工会では、合併後、本所また支所のあり方について、委員会や理事会で協議検討が進められておまして、今後予想される商工会本庁舎の大規模改修にかかる町の支援についての要望も受けております。町といたしましても、このことは、商工会全体に影響する重要な課題、要望として念頭におき、貸付金の有効活用について商工会と協議をしているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうにお願いを申し上げます。

1回目の答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 現在まあ、6、7年だったでしょうかね、前からまあ、3,000万を商工会にまあ、貸付しておるわけなんですけれども、これの、なぜ、これが利用されていないかというようなことに対して、どんなんですか。そこらは、前もちょっとお聞きしましたけども、どのような理由で、これ3,000万円がですね、せっかくの大きな金額ですから、その金が、そのままになっているような状況、それは、どういうんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） この件は、以前にも、いろいろとご質問もあり、お答えをさせていただいた経緯がございますが、改めてまあ、申し上げますが、以前はまあ、この3,000万円を原資にしてですね、商工会の中でまあ、貸付を行っておられたということになります。

しかしまあ、そのどうしても、お金の貸付ということになりますから、当然まあ、その貸し付けたお金についての、この回収ですね、返金、返還、その責任ですね、まあ、その

へんについて商工会の中で、これを担保することは、なかなか難しいと。まあ、この商工会の役員さんの責任ということでは、商工会の役員としても、責任を取ることはできないと。

で、また、金融機関に、例えば、このようにお願いをするにしても、そうなれば、どうしてもまあ、制度として、同じように審査をして、その担保、また、回収するための、融資についての審査ですね、このことが、当然伴ってきますから、以前のようにですね、ある意味小口ということと言えるかどうか分かりませんが、100万、200万というですね、というような形での貸付という、そして、それ無担保で貸し付けるというようなことは、やはりできないということで、この貸付については、取り止めをされたというのが、これまでの経緯でございます。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 7番、井上君。

7番（井上洋文君） 景気が悪い中で、先ほど、お話があったように、まああの、お互いに、保証しあうというようなことは、なかなかできにくいんですけども、この時に、まああの、国の緊急保証制度のようにですね、県の保証協会が保証して、そして融資をするというようなことは、できなかったんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の災害に当たりましてですね、当然あの、金融機関が融資をするのにあたって、県のこの保証協会が保証する。まあ、保証については、当然まあ、かなりまあ、その配慮をした保証、審査だったということでもありますけれども、やはり、どうしてももう、その融資実行することによって、これは保証しきれないというものについては、当然保証されないということになりますので、どうしても、そこに保証協会なりね、まあ、何かの形での担保保証が加わってこざるを得ないんですね。融資をするためには、そうすると、その無担保、無審査というわけにはいかないということになればですね、本当にまあ、その、確かに、明日の運転資金が必要なというような、そういうような状況の中で、この融資を行っていくことはね、なかなか、こういう公的な形では、難しい。できないというのが現状であります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 宍粟市の、この制度を聞きましたら、やはりあの、この、県のやっぱり保証協会が保証しているということなんですけれども、この保証協会に対しては、どんなですか、3,000万円だったら3,000万円の枠があって、それを銀行に預託して、その2倍なり3倍なりを金融機関から貸付するというのであればですね、それぐらいの枠に対して、保証協会に対して、こういうような制度を、町としてはつくりましたというような格好でですね、保証協会と、やっぱり最初に交渉するわけですか。そこらはもう、全

然関係ないんですかね。

そこらちょっと、金融機関に聞いたら、それは、行政の方から、保証協会に、こういう制度をやりますというような格好でですね、お話をして、許可をいただいてから、やるというようなことを、ちょっと耳にしたんですけれども、そこらは、どうなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、私も、制度的にね、詳しく具体的に、その制度を検討したことはないんですけども、この金融機関の支店長と、そういう話もしたことがあります。

で、どうしてもやっぱし、町が、直接融資をするということは、なかなかできない。やはり専門的な、金融機関というものを通して、基本的に金融機関の責任で、そのいろんな利子の補給とかですね、そういうものの優遇措置をしたとしても、金融機関の責任で融資をしていただくと、そういう制度にせざるを得ないと。その時に、先ほどの保証協会、当然これは、新しい融資枠をつくって、融資制度をつくるのであれば、保証協会に対して、当然まあ、協議はいると思います。で、それに県の信用保証協会が保証をすると。ただ、県の金融保証協会についてもですね、保証するわけですから保証の担保は金融機関に求めるわけです。ですから、金融機関としては、その、どうしても、そのやっぱし、その審査、それから、担保、いろんな審査をした上で、融資をせざるを得ないということになりますのでね、その無担保というような保証は、これは、なかなかできないと。

ですから、そのへんがね、非常に難しいというんか、本当に実際に、どうしても今、資金の融資をして欲しいというような状況の、厳しい状況の事業についてはですね、なかなかもう、その内容的にも、これ以上の融資は、金融機関としては、難しいという状況の事業者が、多いわけですね。だから、そこに融資をするのは、どうしたらいいかと。本当に今、そこが、一番必要なところに、求めらるところにですね、簡単に保証をすることによって、誰がじゃあ、その保証し、責任を持つのかということになってしまうわけですから。最終的に。

だからまあ、ここの、宍粟市の融資制度においても、まあその、いくら金融機関に預託されているのか分かりませんが、ただまあ、その分については、例えば、保証をして、もし、その回収ができなかった時にね、まあ、市においてですよ。そこまで、その回収できなかつたリスクをですね、市が背負うというようなね、ことが、まあ、契約の中でされているのかどうかというようなことまで、私、分からないんですけれども、まあ、その、やっぱり交付金でということになれば、やっぱり、そのリスクを、回収されなくてもいいですよなんていうことは言えませんし、そのリスクを最初から背負うということは、なかなかできないというのが現状ではないかと思えますけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 確かにそうなんです。私らも商売してますのでね、それ、よく分かるんですけれども、この商工会に対して、その3,000万円を融資しているということはどうですか、これは、保証協会と違って、その、商工会の会員の中で、お互いに保証して、そして金融機関が融資しようという格好になっているんですね。そうすれば、これは、今、こ

ういう情勢ですから、なかなか保証する人がないという、その窓口的なところで、はや、もうストップになってしまいますわね。それ、全然、前へ進みませんわね。保証人がなかったらあかんのやから。

そやけど、保証協会を通じてということであればですね、それは、全ての事業者が、大変な状況で融資が受けれないというような状況ではないんですから、保証協会を通じて、金融機関に、融資していただくというような方法を、是非とも検討していただきたいと思うんですけれども。もう、全然、商工会任せっきりでしたら、会員の中で、お互いにですね、こんな時代ですから、お互いにやっぱり保証し合うということはもう、全然、進まないと思うんですよね。全然、窓口からもう、前へ一歩も進まないんじゃないですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） だから、それは、よく分かるですよ。

だからもう、これまで、以前にやられたようにね、商工会の中で、お互いに保証して、商工会の責任として、その中の、限られたまあ、額での、枠ですけれども、その枠内での、その融資はされていたわけです。しかし、それが、商工会の中でも、まあ、特に、それは、商工会ですから、そこに役員さんが、最終的には、もし回収ができなかったら、誰の責任だということになると、役員の責任にならざるを得ないということで、この中の、商工会での融資制度がなく、もう継続することができないということで、商工会で止められたわけですね。

ですから、まあ、それを、今度は、その、保証をね、その保証協会にということは、よく分かる。だから、そのための保証協会なんですよけれども、保証協会というのも、結局、少なくとも、保証はするには、保証料を取るんですよけれども、しかし、それは、やっぱり、その、ある程度リスクは、当然、背負っているわけですよけれども、その保証について、無担保なり無制限に融資することは、当然、できないし、やはり、そこに審査というものが入ってきて、その審査を受ければですね、なかなか、本当に、そこまで必要な方についての、融資までは、保証協会としては保証ができないということになってしまうわけです。

だから、それは、金融機関が保証協会に出すわけですからね。金融機関の審査を、保証協会に出して、保証協会が、それで一応、条件をクリアしているからOKですよということで、保証して融資を実行するわけですから。だから、それは、やっぱり手続き的に、そういうことすれば、その段階で落とされてしまうということになるわけです。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、公金なんで、町長は、やっぱり慎重にも、慎重の上にも慎重でまあ、やられるというのは、当然なんですよけれども、この3,000万円というお金、これは、商工会に貸付して、そして、商工会が、まあ、銀行に預託しておるんですよけれども、この金利なんかは、どんなんですか。この予算書なんかで、金利がつきますわね。預託しておるんですから。その金利は、どんなんですか。町に入らんと商工会に入ってしまうわけですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逎典章君） まあちょっと、これはまあ、旧佐用町で、商工会に対して、完全に、その、預託と言いますか、商工会の活動資金として、完全に商工会にお任せしたと。渡した。預けたという形になってますからね。それで、商工会も、そのお金と、それから、自己のお金と合わせてやっておられたわけです。ですから、その金利とか、そういうものについては、商工会に入っているということになります。そういうことやね。はい。  
課長、もし。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 商工会にですね、まあ 3,000 万貸し付けているということでございまして、町にはですね、佐用町商工会事業資金貸付要綱というものがございまして、その中で、貸付金の利率のことも、実は、謳ってございます。

で、商工会がまあ、町から借り入れた資金を運用した場合の金利でございませけれども、町への金利のことでございませけれども、その利率が、年 3 パーセントを下回った場合、ときは、その金利から 1 パーセントを差し引いた率とする。ということで、金利から 1 パーセントを差し引くということでございませ。で、現在のその、各金融機関での、その利率というものがですね、0.05 から 0.3 ということで、商工会が金融機関に預託をいたしております、まあ、利率が、そういった状況でございまして、その分から 1 パーセントを引きますとまあ、残りなしというふうなことで、現状といたしましては、商工会の事務費、そういったことに充当をされているという状況でございませ。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7 番、井上君。

7 番（井上洋文君） まああの、何回言っても一緒なんですけれども、宍粟市の方向、やられている方式だけを、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけども、まあ、金融機関に市がですね、預託している、それは、1 年間限りでやっているわけですよ。1 年間 1 年間で。で、預託の利率というのは、0.01 パーセント。ですから、3,000 万円だったら、なんぼや、3,000 円ですかね。3,000 円を年に預託利率として、0.01 パーセントですから、3,000 円が、3,000 円を付けて、3,000 万 3,000 円、町にお返しをしていただくと。それ 1 年ぼっきりでやっているわけですよ。

で、あの、これはあの、金融機関が事業者に対して、その預託金額の 3 倍、3,000 万円としたら、さざんが 9,000 万円の枠を金融機関は、貸し付けを事業者にしてくれよるわけです。それで、貸付の利率というのは、まあ、短期、36 カ月以内であれば、2.0 パー。それで、長期の 84 カ月以内であれば、2.3 パーセント。これは、どちらも据え置きでやっておられるということで。融資限度は 1 事業者に 1,000 万円という格好でやっておられんです。融資の内に、500 万円を限度として、1 パーセントの、この、利子補給をする。ですから、金融機関から事業者が 2 パーセントと借れば、それに対して 1 パーセントは利子補

給を市自体がするというような制度です。

それからまた、保証協会が保証すればですね、保証協会の保証料の、その2分の1は、市が補助していくという格好になっているわけです。そやから、あの、市としても、これ、リスクがないんですよ。全て金融機関との契約の中で、金融機関がまあ、責任持って回収もするという格好でやっているわけですから、まだ、預託すれば、それに対して、利子まあ、3,000円、1パーセント、0.01パーセントですから、3,000円ですけど、わずかですけども、まだ市は、その預託利子が入ってくるというような格好なんで、これは、町としても、やっぱり考えていくべきではないかと思うんですけども、もういっぺん、それまた、いっぺんちょっと研究をしてみたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） その制度は、できると思うんですよ。

ただ、それが、本当に、そういう、その今、緊急に必要な融資をして欲しいといわれる方の、一部の人には、それはまあ、そういう条件が合うかで、融資が実行可能になるかもしれないけれども、なかなか金融機関の話を聞きますと、そういう、特にまあ、その融資が必要だとかね、望まれている人というのは、そういう審査の中で、融資が受けられないという方が、非常に出ているということですので、今、言われるような制度であれば、町の方は、別に、そういう形に合えばね、リスクはないわけで、できるんですけども、まあ、元々言われる、商工会なんかからの、一部から非常にまあ、元の、前から望まれているのは、元のように、ほとんどまあ、無担保で融資をして欲しいと。無担保無審査みたいな形でね、そういうことは、なかなか、その、こういう制度でもできませんよということなんです。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 7番、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、ほないっぺん、検討してみてください。

まあ、災害に対しては、災害あったら2分の1の利子補給等、いろんな制度を作っていたいてますのでね、まあ、この点は、一つええんですけども、まあ、災害以外の方にも、まあ一つ検討していただきたいと思います。

それでは、1点目の質問につきましては、これで終わらせていただきます。

第2点目の質問でございます。第2点目は、がん検診の取り組みについて質問をいたします。

日本人の3人に1人は、がんで亡くなっております。日本は、世界の有数のがん大国でございます。がんになる原因として、喫煙や過度の飲酒などが指摘されていますが、がんを防ぐ決定的な方法は見つかっておりません。だからこそ、がん検診で早期発見が重要だと思います。そこで、がん検診について、がん対策基本計画では、2011年までに受診率50パーセント以上という大きな目標を掲げております。その一環として、女性特有の乳がん、子宮頸がんの検診率をあげるため、一定の年齢の方を対象に、がん検診無料クーポン配布事業が実現し、検診率の向上に向けて大きく動きましたが、今年度は政権が変わり、無料クーポン事業は、大きく減額されました。しかし、本町においては、昨年と同じ事業

を継続されており、また、子宮頸がんワクチンの助成にも、この1月から始まりました。これは、がん対策に対する、本町の強い意欲の現われであると思っております。本町の更なるがん対策への取り組みに期待し、目標達成に向けての取り組みをお伺いいたします。

第1点目としましては、昨年度からのがん検診無料クーポン券事業の取り組みに対しての成果は、どうでしたか。

第2点目としましては、受診率50パーセントを目指した、各種がん検診の受診率向上への取り組みについて。

3点目としまして、未成年者の喫煙率0パーセントの取り組みについて。

4点目としまして、学校でがんを学ぶ機会を作られておるか。

以上、第2点目の質問といたします。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） それでは、がん検診、受診率向上に向けての取り組みということについてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、昨年度からのがん検診無料クーポン券事業の取り組みの成果につきましては、まず、乳がんと子宮がんのクーポン券交付対象者、クーポン券の配布数及び受診された人数を申し上げます。

乳がんについてでございますが40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方が対象で、21年度には722人に配布をし、184名が受診をされ、22年度では644人に配布をし、現在174名の方が受診をされております。ちなみに事業開始前の平成20年度では79名の受診者でありましたので事業の効果は大いにあったというふうに思っております。

次に、子宮がん検診の対象者は、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方で、21年度には490人に配布をし、56名が受診をされ、22年度では472人に配布をし、現在66名が受診をされている状況でございます。同じく、事業開始前の平成20年度では5名の受診者でございましたので、クーポン券の交付による受診者の意識向上が伺えるところでございます。

次に、各種がん検診の受診率向上への取り組みにつきましては、平成22年度においては、先ほどお答えをいたしました、女性特有のがん検診事業に併せて、姫路市医師会に依頼をし、従前の検診日数に、乳がん検診を2日、子宮がん検診を1日それぞれ増やして、乳がん検診実施日を9日間に、子宮がん検診実施日を6日間といたしております。その他の全町民を対象としたがん検診でございますが、特定健診の受診率向上を図る目的で、平成23年度では未受診者への勧奨による検診を秋に1日計画をいたしております。今後も、がんの早期発見、早期治療のため、がん検診の受診率向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、未成年者の喫煙率0パーセントの取り組みにつきましては、中学校や高校での保健指導教室に町の保健師が講師で参加する場合、喫煙が健康に及ぼす影響等について説明をしておりますし、町の歯科衛生士が中学校へ歯科保健指導で出向く際には、煙草の喫煙が歯ぐきに悪影響を与えること等も話しており、健康管理の大切さと喫煙の害の恐ろしさを生徒たち未成年者へ説明をいたしております。

一方、町民多数が受診される特定健診や高年クラブの行事等の機会を利用して、保健師

が煙草の煙には有害物質が含まれていること、いろいろな生活習慣病の要因となっていること等を強調して説明をいたしております。

また、町にあっては公共施設内での喫煙場所を廃止することで、職員や一般住民の皆さんへ禁煙意識の普及や健康保持の機運向上が図られるものと考えておまして、こうした取り組みを継続して行っていきたいというふうに思っております。

最後に、学校でのがんを学ぶ機会ということにつきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） おはようございます。それでは、学校でのがんを学ぶ機会をつくられているかという問いにお答えさせていただきます。

中学校では、保健体育の時間に健康な生活という単元で、喫煙・飲酒・薬物等について学習し、その中で肺がんの危険性についても学習しているところです。

また、小学校におきましても、発達段階に応じて体育の時間に健康に関わる指導をしております。また、小学校、中学校とも、保健だよりや校内の掲示板等を活用して健康に関する情報を発信し啓発を図っています。しかし、がんという大きなくくりの中で学習しておりますので、先ほど言われました子宮頸がんというくくりの中で、詳しく学習はしておりません。まあ、子宮頸がんにつきましては、今後、県教育委員会からの通知を参考に進めていきたいと考えているところです。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、7番、井上洋文君。

7番（井上洋文君） まあ、子宮頸がんと乳がんの、この無料クーポン券の配布事業については、先ほど、町長から答弁ございました、20年度と比べてまあ、相当数の利用者が利用されているんですけども、まだまだ、クーポンの利用が少ないんじゃないかと思えます。全国的な、状況としましては、子宮頸がんの受診率、無料クーポンの配布につきましては、20代で4倍以上、それ以外でも2倍ぐらいのですね、そういう受診率になっているように報道されておりました。それから見れば、まだ、このクーポン配布してですね、その利用者が、これは22年度で、パーセンテージでいきますと、乳がんが、27パーセントぐらいですね。で、子宮がんについては、14パーセントぐらいということで、これは、どんなんですかね。この配布したことに対して、この周知徹底が、もう一つされてなかったんじゃないかというように思うんですけど、そこらどうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） このことについてはですね、毎年、4月時点で、年度初めにですね、町長言いましたように、5年刻みでございますので、年度で、その該当年度にね、いや、年齢になる方を掌握して、その方に直接、趣旨等理解を求めまして、必要な時に受けてくださいというふうな案内してございますので、漏れはないと思います。ただ、受診のですね、まあ、当然、今、おっしゃるようにね、名前のように女性特有のというふうな

部分がございますので、今後ですね、井上議員も熱心に力説しておられました、この場でも書いていただいておりますけれども、子宮頸がんの部分でね、やはり若いところから、時からケアしていくという部分が大きな、これからのですね、向上要素になるんじゃないかなと期待をしております。

ちなみにですね、1月から実施した子宮頸がんですね、これについては、4学年度、当然、中1から高1でございますけれども、国の指針に沿って、私どもやっております。概ね該当者が400人弱だと思うんですけども、この3月10日現在で、110人ほど受けていただいております。それから言いますと4人に1人、25パーセントになると。それを含めて、これの効果はですね、今日、ご質問していただいております子宮頸がんですね、二十歳以上になってから、これが必ず必要だという前提でございますので、そういったことも含めて保護者の方にご理解をいただいて、今の段階では、任意でございますけれども、早晚これがまた、法定になるというふうなことも踏まえましてね、飛躍的な受診率につながればいいなというふうに期待をしております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 乳がん、子宮頸がん、子宮がんについては、まあ、アップをしておりますので、まああの、全国的には、平均からは少ないですけども、頑張っているんでまあ、よろしくをお願いします。

それと、あの、比べて、あの、肺がんと胃がん、大腸がんの検診率がですね、受診率が、これはまた、あの、平成22年度は、21年度から比べたら、全てあの、減になっているんじゃないかと思うんですけども、そこらは、どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） この件につきましては、議員おっしゃるように、残念ながらですね、だいたい肺がんが20パーセントあるかないか。若干、越えておるところだと思います。

後ですね、各種の、いわゆるその、町の方で、補助を実施しておりますけれども、そういった補助要綱は持ってしてもですね、10パーセント前半ぐらいの率に留まっております。今年については、町長、回答いたしましたように、特定健診の部分でですね、もう既に、ご案内がいているところもあるかと思っておりますけれども、その健康に対するね、関心を、今まで以上に持っていていただく中で、是非ですね、受診していただきますように啓発をしていくということと合わせて、一応の、特定健診が終わった、18回ほど予定してございますけれども、1回追加して、10月末、これも、その、日曜日に、漏れをですね、拾うような格好で、追加してございますので、更なる受診につながるんじゃないかなと。これについても、期待をしているところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） これあの、私も、もう一つ、よく分からなかったんですけども、国保の健診の場合ですね、まあ、特定健診ということと、それから、あの、私らみたいに商売している者は、健康保険で、また、別に健診をやっているわけなんです。特定健診、町がやっている健診と、また、私らは別にやっているわけなんですけれども、がん検診についてはですね、これは、そういうこと関係なしに、町は、全ての人に対して、がん検診を希望されればできるということですね。そこらを、ちょっと皆さん錯覚されている方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、そこを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） あの、がん検診の要綱なんですけれども、これにつきましてはですね、基本的には、20歳以上の方が対象ですよと。それと、今、おっしゃったように、いわゆる子どものようなね、共済組合ですか、そういった部分で受ける可能性がありますよね。その方。あるいは、被雇用者等の健康保持のために実施する場合とかね、そういった部分については、除くと。第2項にございますので、基本的には、そういう状況の中でね、機会がある方については、除くよというふうな要綱になってございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

このがん検診、ああがん検診言いよった、がん対策の基本計画の中で、受診率50パーセントというまあ、この2011年というのは、今年なんですけれども、大きな目標が、国では、基本計画の中にかかけられておるんですけれども、これは、どんなんですか。50パーセントというのは、いつになったら、やっぱり、いつになったら言うんか、期限があるからできるとか、できんとかいうんじゃないですけども、これは、町としては、可能な数字なんですかね。どうなんですかね。国は、そのように目標掲げてますけれども。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど、町長が、お答えしましたように、例えば、女性特有の部分につきましてもね、いわゆる補助制度を導入する前、これはまあ、たまたま21年度は、国が100パーセント持ったからという部分があるんですけれども、まあ、10人に1人とかね、子宮がんだったら、100人に1人だったというような状況があったと思います。それで、今、議員おっしゃるように、50パーセント、これはまあ、目標が高いほど、それはいいんですけども、やはり、それは、側からこう、攻めて行かなければならないんじゃないかなと、私、個人的には、思います。いわゆる、その、健康に対するね、その大事さの啓発ですね。そこらあたりから、小さいところから、小さい時からですね、そういった

教育なりね、それからお年寄りになっても、やはり、その健康保持、地域の中で生き抜くというふうな部分の大切さ、これは、いろんな機会を捉えて発信していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それと、もっと言うならば、補助要綱をご覧いただいたら、あくまでも全額じゃございませんので、自己負担もごさいます。まあ、行政の立場としたら、やはり健康は自分からという部分もごさいますので、全額という分じゃごさいませんけれども、そこらあたりですね、まあ更なる補助があればどうかなと思いますけれども、今の時点では、そういうことは考えてごさいません。はるか遠い目標でごさいますけれども、一步ずつ啓発活動に努めていきたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 私のまあ、今の感想と言うか、思いなんですけれども、がん検診といっても、いろんながんがあるわけですね。部位。ですから、それを1つ1つ、その検診を受けるというのも、まあ、なかなか、その非常にまあ、仕事を休んだり、また、その時間を作って行かなきゃいけないと。で、まあ、それぞれまあ、この働いている方、いろんな健康組合、健保組合、そういうところでは、その機会があります。だから、そういう所では、まあ、言うたら、100パーセント、その受診可能だと思うんですね。だから、後まあ、そういう機会のない方が、どういうふうに、その、受けていただくか。

で、この、今まあ、医療のこういう、がんの予防なり、その検査というのもですね、非常まあ進んでますよね。だからもう少し国も、本当に、今一番、僕は、自分でやってみて簡単なのは、腫瘍マーカー検査ですね。血液検査の中で、もうその、かなりのたくさんのがんの項目でまあ、かなりの精度で、その検診ができると。それで、異常ががあれば、その具体的にレントゲン検査をするとかですね、内視鏡検査をするということに入っていけば一番いいわけですね。だから、腫瘍マーカー検査なんかは、本当に国民に、全てパチッとこう、誰もが受けれるようにですね、1回じゃなくっても、2年にいっぺんでもいいわけですよ。それを、そういう制度をつくれれば、非常にまあ、このがん検診の、がんの、その早期発見ということにつながるんじゃないかなという、そんな感じが、思いを持っているわけなんですけれども、そうしないと、なかなか、全ているんな検診を、1つ1つ項目ごとに受けていくというのは、非常に大変だと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。

まあ、がんというのは、やっぱり、治らない。かかれば治らないということではなくてですね、まあ、子宮頸がんなんかは、定期的な検診と、その町がしていただいた予防ワクチンの接種の取り組みをまあ、その、予防できるまあ、唯一のがんだというように言われてますのでね、先ほど、課長の方から答弁ありましたように、まあ、一つよろしく願います。

それと、がん検診を、その、受けなさいと言って、なかなかやっぱり20代とか、なかなかやっぱり子宮頸がん、子宮がんなんかの検診なんか、なかなか受けずらいということ

なんですけども、その、がん検診を受けなさい。受けなさいという啓発ばかりしても、やはり効果は上がらないと思うんで、がんという病気が、どういう病気かということをするね、知らずという、早くやはり、検診によって見つければ、治る病気だということをするね、もっとあの、この特に若い人には、学校での教育等通じてです、教えていただくということが大切じゃないかと思うんで、その点、教育長さん、一つよろしく願いしたいと思います。

じゃあ、これで、がん検診については、終わらせていただきます。

最後の3点目としまして、脳髄液減少症の対応について、質問させていただきます。脳髄液減少症という病名は、聞き取れない病名だと思います。認知され始めて、未だ10年ほどしか経っておりません。私は、昨年、NPOの法人の代表の方から、話を聞く機会を持たせていただき、状況の大変さを伺いました。また、町長、健康福祉課長、教育長への要望提出に、12月、同行させていただきました。町当局におかれましては、早速今月号の広報に載せていただき、大変ありがたく思っております。町民の皆さんに、周知徹底の上から、あえて今回、質問をさせていただきます。

脳髄液減少症は、交通事故やスポーツ、外傷等の体への強い衝撃が原因で、脳髄液が漏れ減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れる病気でございます。

もう少し説明をさせていただきます。脳髄液、脳脊髄液とは、どんなものか。無色透明の液体で、血液からつくられ、脳や脊髄を外部の衝撃から守るクッションの働きをしております。更に、脳や脊髄の機能を正常に保つ働きをしており、イメージで言いますと脳や脊髄が脳脊髄の中で浮かんでいる状態です。この病気の治療法は、血液が固まる性質を用いて、自分の血液を注射液で注入し、髄液の漏れている所を塞ぐ。ブラッドパッチ療法が効果的と言われております。この方法で、7割以上の方が回復されております。症状によっては、検査入院で数万円、1回の入院治療で10万円から30万円程度かかり、患者にとっては、働くことができない上、経済的に大きな負担になっており大変苦しんでいるのが現状とのことでした。

通常、診察を受けても、むち打ち症、うつ病と他の病名を名付けられ、適切なケアがされていないのが現状でございます。まだ、広く認知されていないため、患者のほとんどが新聞の記事やインターネット、テレビで、この病気のことを知ります。この病名は、周囲から誤解をされやすいことが、更に患者を苦しめております。

例えば、やる気がないとか、身内からも誤解をされたり、児童生徒ですと、不登校につながっております。患者は、生きる気力を失い、うつ病等を発病したり、自殺を考える人も、かなりの確率でおられると聞きました。治療法があるのですから、自分の周りの人が、脳髄液減少症と早く気づくことが大切です。全国で、患者数は30万人と言われ、予備軍は100万人とも言われております。本町においても、患者の方がおられ、毎日が大変な中で生活をされております。

そこで、まず教育委員会にお伺いします。

1、文科省、県教育委員会からの通知についての対応と、現状はどのようにされておられるのでしょうか。

2としまして、不登校児童生徒、スポーツ障害を受けた児童生徒の状態変化に対する実態把握はされておるのでしょうか。

3点目としまして、教職員、養護教諭をはじめ関係者の研修は、どのようにされておるのでしょうか。お伺いいたします。

次に、当局にお伺いします。これは、広報ではされておるんですけども、広報等で町民の周知をされておるのでしょうか。

保健センター等、窓口の設置を考えておられるのでしょうか。  
以上、質問をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、3項目目の答弁、まず、教育長お願いします。

教育長（勝山 剛君） それでは、井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

特に、教育委員会として、3点ご質問でございますが、1点目の文部科学省、県教育委員会の通知の対応と現状はということでございますが、現在のところ、文科省、それから県教育委員会からの通知は、まいておりません。

2点目の不登校児童生徒、スポーツ障害の実態把握はということでございますが、不登校児童生徒につきましては、毎月報告を受けているところでございますが、現状において、運動等における事故やケガにより脳に障害があるような報告は、受けておりません。

3点目の教職員、養護教諭等の研修はとのご質問でございますが、これも県教委の、今後、通知を受けて、その指示に従って検討して参りたいと思います。

なお、昨年、NPO法人等との面会、ご説明を受けまして、こういうことがあるということ、学校の方には、通知、知らせております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、当局答弁、町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） 広報等についてでございますが、先ほど、議員からもお話いただいたように、脳脊髄液減少症の広報につきましては、この3月号の広報に掲載をいたしております。先般、脳脊髄液減少患者支援の会の方からも要望をいただいて、この掲載をするように指示をしたところでございます。

なお、他の広報手段として、町のホームページあるいは佐用チャンネル等での周知方について検討をいたしております。

次に、保健センター等への窓口の設置でございますが、脳脊髄液減少症につきましては、議員がお話のように、診断や治療の基準が確立されておらず、最近国において、診断基準及び治療方針の早期確立に向け研究班を設置し、医学的な研究・解明が進められているというふうに聞いております。このような状況でございますので、病気についての相談の対応はできませんが、健康福祉課では、兵庫県が公表しております診察及び治療のできる病院を紹介することなどを考えております。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、7番、井上君。

7番（井上洋文君） まあこれ、このあの、病状、この減少症の病状というのはですね、まああの、先ほど、ちょっと触れましたけれども、頭痛や全身倦怠感やめまい、耳鳴り、視聴覚障がい、それから脳神経症、動悸、息切れ、消化器症状、体温調整異常など、自律神経症状、それから注意力の低下、記憶力の低下、また、不眠等、この、特にまあ交通事故で、むち打ちと誤って診断、今までされておったということが、主なんですからけれども、学校のいろんな、やっぱり授業の中で、ちょっとした転倒やですね、鉄棒からの落下とか、

学校の廊下で転倒したとかというようなことからでも、この症状が現れてくるということなんで、まあ、学校の方でも、一つ引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

で、教育長の方から、県の方から連絡なかったということなんですけれども、平成 19 年の 5 月 31 日ですね、文科省より学校におけるスポーツ外傷等の後遺症の適切な対応についてと題してですね、都道府県の教育委員会関係機関について、次のような連絡が行っておるわけなんですけれどもね。

近年、スポーツ外傷等の後に、脳脊髄液減少症とよばれる疾患が起こりうるのではないかとの報告がなされておりますということで、事故が発生した後、児童生徒等に頭痛やめまい等の症状が見られる場合は、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり、保護者に連絡して医療機関などの受診を促すなどの適切な対応が行われるようお願いいたします。各学校においては、必要に応じて、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切にご配慮いただきますようお願いいたします。ということで通達が来ていると思うんですけど、また、県の方に聞いていただいたらええんやなど。

各自治体でも、国に対して、保険適用ができるようにというようなこと。また、先ほど申したようなことが、国に対しても、要望書として、各自治体から、県内でも、相当数の自治体から挙げられていますので、また、このことについて、いろいろと、また、連絡があるんじゃないかと思うんですけど、また、その月は、よろしくお願ひいたします。

また、病院の先生自体も、あまり、この疾患を知らなかったというようなことですね、本町においても患者の方からお聞きしました。ただ、むち打ちではないかというようなことでの対応しかできなかつたんですけども、友達から、テレビでやっていたよというようなことで、聞いて、そして調べたら、その減少症だったとかというようなことが、というようなことを言われておりましたので、どうか、医師会との、そういう懇談の時にでもですね、こういうことがあるのではないかというようなことを、また、町の方からも聞いていただいてもええんやないかと思ひますけども。

こちら、要望書を提出させていただいた時に、一緒に、公立病院の院長先生、穀内先生にもお会いして、こういう症状ということに対しての説明もさせていただきましたので、また、連絡があるのではないかと思ひます。

まあ、広くやはり、この町民に周知徹底していただくということが、今のところでは必要じゃないかと思ひます。まあ、病院等についても限定されたような病院と、しかも全国的にもありませんのでね、まずあの、こういう状態が起きた時には、減少症ではないかというようなことをですね、分かるような、そういうことを、町民の皆さんにも、一つ徹底をお願いしたいと思います。

それでは、時間が来ましたので、私の質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、7 番、井上洋文君の発言は、終わりました。  
続いて、5 番、金谷英志君。

〔金谷君 挙手〕

5 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、質問、通告は 2 点、農業振興体制をどうとるか、天文台、スプリング 8 をどう活かすかについて質問いたします。

まず、1 点目の農業振興体制をどうとるか。民主党は、マニフェストで個別所得補償制

度の創設により農業を再生し、食料自給率を向上させます。畜産・酪農業、漁業に対する所得補償と林業に対する直接支払いの導入を進めると、2010年度は調査・制度設計を行うとしていました。これを受けて、水田を対象とした個別所得補償制度のモデル対策が5,618億円で予算化されました。本町では、合併前からそれぞれ旧町で公共事業としてほ場整備を行い農業基盤を整えてきました。これを活かし、町経済の活性化のためにも実効性のある農業振興策をとるよう求めて質問いたします。

- 1、農地・水・環境保全向上対策、米個別所得補償制度など本町における効果はどうか。
- 2、特産品開発や地産地消の推進など、農業振興体制をどうとるのか。
- 3、森林の保全と林業振興をどう図るか。また、そのなかでの町森林組合の役割をどう位置づけるか伺います。

議長（矢内作夫君） はい、第1項目目、答弁、町長、よろしく申し上げます。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

第1件目の農業振興体制をどうとるかというご質問でございますが、農地・水・環境保全向上対策、また、米戸別所得補償モデル事業制度の本町における効果でございますが、農地・水・環境保全向上対策は、集落で高齢化が進行し、農地や農業用水などの資源を守ることができなくなり、農村環境が悪化することを防止する施策として、平成19年度より23年度までの制度であり、本町においても、72組織において取り組んでいただいているところでございます。町内、72組織においては、まず、農業者だけでなく、地域住民などが参加する地域住民参加型であり、資源の適切な保管理を主体に取り組んでおられます。組織によっては、農業者が今までは個別に管理していた農地や農業施設を、共同作業として取り組むことにより、地域内の繋がりが強まり、地域の資源・財産としての意識が芽生えた。また、これまで放置されていた農地、農道、水路等が定期的な点検、維持管理が計画的に実施されるようになったことは効果が表れているというふうに考えております。しかしながら、後継者、若い世代のいない組織においては、現在も農業者が中心となり取り組んでいる組織もあり、今後の課題でもあります。

米戸別所得補償モデル事業については、町内で1,520人、面積で約535ヘクタールで取り組まれました。10アール当たり1万5,000円の補償は、佐用町のような中山間地の小規模農家にとっては、一定の所得補填にはなりますが、22年度のように米価が下落することや、農業者の減少・高齢化が進む中では、この制度が目指す食料自給率の向上や、水田を活用し農業の経営を安定させるところまでは行かないように感じております。23年度からは本格実施になりますが、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。

次に、農業振興体制についてのご質問でございますが、本町の農業の現状は、議員もご承知のとおり、経営規模の零細な農業が中心で、農業従事者は高齢化が進み、農作物の価格低迷、遊休農地の拡大、また、競争力の強い産品を持たないことから、厳しい状況が続いております。このような中においても、本町は、水稻が中心ではありますが、大豆のほか、ひまわり、そば、なす、あさぎり茶、チンゲンサイ、こんにゃく等々の作付け栽培に取り組んできた中において、これら農作物を生かした特産加工品の研究・開発をいたしましたが、一部を除いて特産品のブランド化定着までには、まだ、至っておりません。

今後、これらのことを踏まえ、生産基盤の整備、既存の農作物の生産育成、新規作物の導入、低農薬栽培の拡大、販売拠点の充実と販路拡大、また、契約販売など、市場開拓を強化するためには、現在、各組織が単独で取り組んでいる活動を、生産者や直売施設組織、

J A兵庫西、県の農林組織、営農組織、また、農業振興会加盟部会等が結集して、幅広い連携ができるシステムづくりと、ネットワーク化を推し進めることができる体制が重要ではないかというふうに考えております。そこには、身近な地元の農産物を食する地産地消、また、安心安全な農産物の生産、特産品づくり、都市交流を含めた水田農業の育成、農業の担い手育成、生態系や景観に配慮した基盤整備等、農から食への繋がりをもつことができるであろうというふうに思っております。

森林の保全と林業振興、また、森林組合の役割についてでございますが、森林の適正管理は、植林から保育・間伐から伐採、そしてまた、植林という林業生産が円滑に実施されることにより、森林の持つ公益的機能が維持され保全されるものであります。ところが、長年にわたる木材価格の低迷、林業の不採算性、不在地主の増加等により、所有者の森林離れが進み、間伐・伐採等の保育・管理が充分でなく、この結果、管理不十分な人工林が増加をし、森林機能の低下が進み、森林の保全にも支障をきたしているところでございます。国においても、このような状況を踏まえ、今後10年を目途に木材自給率を約50パーセントを目指し、林内路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めると共に、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針となる森林・林業再生プランを作成されたところであります。

佐用町の森林状況も、戦後より植林した人工林が成熟期を迎え、また、雑木林についても利活用がなく、荒廃が急速に進み、且つ、森林所有者の高齢化、山林への関心の薄さ、度重なる災害等で放置されている森林が多く見られる状況でございます。このような状況を改善するために、町においても、今後の取り組みとして森林施業計画による団地化は、町内の用材等を低コストで搬出し、収益性を向上させるために必要不可欠であると考えており、地形や周囲の状況、また、災害での被災状況、面積、林齢による生育状況も勘案しながら、経済的で効率的な搬出のために森林の団地化により路網整備を進め、今後、森林所有者に森林の重要性を周知し、県の関係機関とも連携しながら、各種補助関連事業にも取り組んで参りたいというふう思っております。

まあ、森林の保全と林業振興の取り組みには、改めて言うまでもなく森林組合が中心となり重要な役割を担っていかねばならないと思っております。森林組合の今後の重要活動として、重点活動として、現状の公社、公団造林事業や間伐事業を中心とした事業展開から、地域林業の担い手として、町内の森林保護育成、組合員の林業経営向上に寄与するよう、本来の役割をもう一度見直し、森林所有者にも森林のあるべき姿、災害に強い森づくりの推進を図り、新たな取り組みを創り出すことが、後継者育成と森林組合組織の充実につながるものと考えており、積極的に行政と共に林業普及・振興事業に取り組み強化をしていくよう、努めて参りたいというふうに考えております。

以上で、農業の問題、農業体制、振興に対してのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まず、国の制度の効果ですけれども、まず、23年度も引き続けられる制度としては、支払い、直接、もう、モデル事業がやられた。23年度はもう、これ、モデル事業じゃなくて、実際やられるということで、今、町長、答弁あったように、戸別補償制度については、反当り1万5,000円。それで、価格の差については、今年は、1万5,100

円で、合わせて3万円を超える、そういうふうな補償をされたということですが、それが、先ほど、町長の、答弁にもあったんですけど、一定、それが、補償されるものであって、自給率の向上や佐用町の農業振興、直接には結びつかないという認識だと思っておりますけど、23年度もまた、これやられるんですね。1つ、国の方の政策として、中心的な、佐用町でもやられている中山間地支払制度。これについては、旧三日月地域では、その支払制度、中山間地としてでも条件に合うところがない。まあ、旧南光でも、東徳久とか、ある一定、少ないということは、町全体としても、なかなか中山間地とはいえず少なくていいことなんですけど、23年度に向けて、この中山間地支払制度、国の政策、大きな政策としてやられているんでしょうけれども、佐用町でのこの効果は、どういうふうに見ておられますかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、ご質問のですね、中山間直接支払制度の件ですけれども、中山間直接支払制度は、平成12年から始まってですね、平成22年度から第3期が始まっております。22年度から5カ年です、3期を始めておりまして、2期まではですね、町内においては、38組織がですね、取り組んでおられましたけれども、3期からはですね、今までの一定要件があればですね、10割から8割が2期で終わったんですけども、今度また3期からですね、ある一定のことを取り組めばですね、10割に復活するという、3期から新しい追加の制度がありましてですね、その取り組んでおられる組織にですね、声をかけますと、10割に復活する組織ができて、辞められた組織とですね、増える組織をトータルしますとですね、結果的には40組織、2組織ですね、増える、活動が、3期からの活動が増えております。

今後、そういう直接支払制度をですね、活用しながらですね、これも農地とかですね、そういう資源、集落の農地、耕作放棄につながらないようにですね、集落の方、農業者の方、また、非農家の方ですね、そういう共同活動で取り組む事業ですから、先ほど、町長が述べられましたようにですね、そういう地域でのつながりと言いますか、共同で自分たちの地域を守っていくんだ。農地を守っていくんだという意識はですね、今後も、この制度に取り組むために、取り組んでいきますとですね、そういう効果は出てくるのではないかなというふうには思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 一定的な、そういう効果は、ゼロではないにしてもね、一定の効果はあると、そういうふうに国の方としても、せっかく、その制度設けているんですから、そういうこともなる。町としても、そういうふうになるんでしょうけれども、実際に、その最初の答弁でもあったようにね、その自給率向上や振興をずっと、基本的には、補償する、助成する、この制度、国の制度としては、そうですから、1つは、やっぱり佐用町の中で農業振興をどうしていくか。町独自に、自治体としてどうするかということが求められると思うんですけども、1つの、その体制とるという1回目の答弁ありました。振興の体制取るね。その中で、一番大切なのは、その核になる人の育成が、大切だと思うんで

すけれども、全国的に、その例としてね、1つ、課長もご存知だと思っすけれども、徳島県の上勝町。もう、全国的に有名な葉っぱビジネスで有名な、いろいろありますけれども、その成功している、課長ご存知だと思っすけれども、上勝町の成功の理由は何だというふうに思われますかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 上勝町もですね、私も視察にも行かせていただきました。本当にですね、中山間地と言いながら、山間地のような状況の中ですね、当時、JAの方がですね、そういう、いろんなまあ情報集めながらアイデアを持ってですね、やられて、それをまあ、強力なですね、リーダーシップを持ってですね、取り組まれたというものが、今日の成功につながっているんだろうというふうに思います。

これも1つ、高知県の馬路村も同じようなことがですね、言えるというふうに思います。

本町においてはですね、そういうリーダーシップ、JA兵庫西が合併しましたので、そういう所とも、連携しながらですね、まあ、町においてはですね、こういう中山間地の零細な企業ですね、零細な企業ではありません、零細な農家を守っていくためにはですね、やはり個別ではですね、農業は守っていけないと。

それから、作付けからですね、生産、また、販売まで一環したルートをですね、つくっていくということがですね、大事なことだろうかというふうに思っております。そういう中で、集落営農組織もですね、先日、JA兵庫西の方ですね、広域的な組織をですね、立ち上げました。また、県の方でもですね、これ、3末にですね、そういう組織を立ち上げる準備をされております。そういう営農組織、また、それぞれの販売拠点である施設。それから、そういう関係機関、こういう所がですね、一体となったシステムでですね、連携できるシステム、そういうものを作り上げていくことがですね、この町においてもですね、また、そこに参加をしていくということで、そして、いろんな情報を得てですね、自分たちの、これからの農業を守るべき道を探っていくということがですね、重要でありますので、そういうことですね、連携、ネットワークづくりにですね、努力はしていきたいというふうには思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 連携する上で、県の農業普及センターがまあ、県の行革の中で、廃止された。今の現状として、県の普及センターとの連携は、どういうふうになっていますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 県の農業普及センターはですね、以前はまあ、佐用にございましたけれども、行政改革の中で、県の組織改革の中でですね、光都農林水産振興事務所の

ですね、下部組織としてですね、光都農業改良普及センターという形でですね、職員も配置されております。その、佐用になくなったから、少しは時間はかかりますけれども、今、普及改良センターのですね、普及指導員等もですね、今までと変わらないですね、そういう体制を取っていただいでですね、今の農業者、後継者育成の塾とかですね、新規就農のですね、そういう農作物の、農作物の指導とかですね、そういうのをやっていただいでいる。勿論、そういう所とですね、今の町にあります直売所なり、それから、農業振興会、それぞれの部会のところにもですね、そういう、入っていただいで、いろいろとこう、指導も受けながら、研究もしながらですね、連携をして、今、取り組みは進めております。そういう所と、そういう県の組織、JA兵庫西とかですね、そういう所が一体となって、連携をしていくということがですね、必要じゃないかということで、先ほどもご答弁させていただいたところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 一体とする。まあ、全体としては、そういう、協力と。結集したネットワークづくりということも言われました。そういう中で、やっぱり核になるね、それが、1つは、やっぱり職員が、町がね、核になる職員が必要だと思うんですね。今、現状としては、その、連絡取り合って、連携はしていると言われるんですけども、実際に、そしたら、どういう、国からの制度なんかの、そのすりあわせとかね、そういうことではなくて、実際に佐用町として、こういう農業振興やっていこうと、町の職員としては、どういうふうな、今現状としてはね、係わり。災害でなかなか、その、職員もね、昨日の質問の中でも、いろいろ忙しいんです。職員は忙しい中でも、その、農業振興に関して、その連携は、どういうふうな、現状は、どういうふうになってますかね。（聴取不能）

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今、おっしゃられるようにですね、そういう中での職員のあり方ですけども、今、農林振興課の中でですね、それぞれ担当をつけてですね、それぞれ連携を取らせてやっております。まあ、その中でですね、職員が、どのぐらいのまあ、リーダーシップを持ってですね、発揮するかということだろうと思います。

先ほど、申しましたように、そういうことが成功するのは、強いリーダーシップがあります。ただ、町の職員だけがリーダーシップを持ってですね、それぞれの生産者なり、その加工組織とかですね、いろいろなところがですね、そういう意識を持っていただかないと、なかなか、これも体制もできないということになりますので、集落営農であれば、集落営農を、組織を立ち上げていくような、集落でのリーダーシップを取っていただく人材育成とかですね、そういうことをまあ、今後もやっていきたいと。現実的に、そういう組織を立ち上げてですね、そういう研修会等も、本年度も3回ほど開かせていただいでですね、そういうリーダー育成をですね、努めております。

そういう中でのですね、町の職員としての係わり方、また、その、助言の仕方、また、それによってですね、協力の仕方というものはですね、それぞれ今の農林振興課の体制の中でですね、努めてさせていただいているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） その職員の体制を、そのリーダーを育てるということでお伺いしたいんですけども、一つ、今まで、行政の仕事としてはね、そのいろんな部門、農業関係だけじゃなしに、福祉部門とか、いろいろ、その事務的な総務関係とか、いろいろずっと、職員としては、回って、全体を知りうる、全体を知るゼネラリストというかね、その全体を知る職員の育成もあったんですけど、その職員の専門性の、そのスペシャリストのね、農業なら、今回は、農業ですけども、農業のスペシャリストの職員を育てるというふうには、どういうふうに町長、お考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、町の組織の中でね、小さい組織の中で、スペシャリスト、いろんな分野のスペシャリストというのがあるんですけども、それぞれの分野でスペシャリストを育てていくことは、をつくるということは非常に理想的だと思うんですけども、しかしまあ、実際これだけたくさん、いろんな町行政としての仕事をしていかなきゃならない中で、固定して、スペシャリストを、町の組織で、町という形でね、育てていくという、まあ、どのレベルのスペシャリストと言われるのか、そのへんがまあ、レベルがありますけどもね、まあ、ある程度、例えば、農林振興課の中で担当して、そこで、かなり経験を積んでやってくれているのは、ある意味では、スペシャリストと言えるかもしれないんですけどね、ただ、県のような、1つの分野で、専門的な、専門官というようなですね、ものを置くというのは、非常にまあ、町が、これだけまあ、いろいろとこれからも、職員も削減をして、また、全てのまあ、いろんな行政サービスを維持していくという観点からはですね、非常に難しい問題だ、課題だ、状況ではないかなというふうに思いますけれどもね。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 先ほど、お話ししました、徳島県の上勝町、課長も答弁されたんですけど、その、農協の職員、横石さんという方ですけど、農協の職員であって、それで今度は、役場の職員に、もう、その専門ですね。後、役場の職員になって、それから今は、第三セクターの、その葉っぱビジネスの、いろいろの社長さんということで、その職員として、その専門の職員を、育成というかね、その直接、そのヘッドハンティングとは言いませんけれども、外部からのね、取り入れるいうのもありますし。

それから、他の市、これ、他の例ですけども、東京の大田区とか、地域産業部門別の職員に必要な知識や能力を養成するというのは、通常の人事のローテーションでは、期間が短すぎると。コロコロ変わってはね、なかなか、その専門的な知識も蓄積できないということで、長期にわたって職員の育成を進めているような所もあります。

三鷹市ではね、行政職員から地域産業を支援する公的支援機関の専門職員に転職して、転属してプロパー職員になった人、これは、その専門ですというようなね、そういうこ

とも。ですから、役場の中、市役所の中で、そういうことが、専門職の養成もできると。

それから、その地域産業の活性化に力を入れる自治体の多くは、担当者の在職期間が、比較的長期であると。こういう結果も出ておるんです。ですから、ある程度、専門的な、なるべく、その人事異動を、なるべく、あまり、この人には、育成、養成しようということになれば、長期的な、その人事異動も考えるべきだと思っただけでも、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、当然、オールマイティーなですね、こう、仕事ができるような職員というの、当然、必要なですけども、そういう分野で、かなり専門的と言いますか、経験を積んで仕事をしていくという分野もあります。

まあ、一般事務と違って、例えば、技術職、特に、こういう農業関係のまた、指導していくような職員。まあ、そのへんは町においてもですね、人事の中で、当然まあ、今、取り組んでいくべき課題とか、仕事、事務を見てですね、まあ、そういう人事配置ということは考えながらやっているわけです。

ただまあ、最終的にまあその、そこに、それだけを専門に捉えてですね、だけに当たっていくという、固定してしまうような、なかなか人事はできないということです。まあ、特に、役場職員の、まあ、研修とか、その育成ということについては、若い職員についてはですね、できるだけ幅広い経験をさせて、その中から、その職員の適正に合った分野で、できるだけまあ、こう、仕事を、能力を発揮していくような、そういう形では、考えておりますけれども。

だからまあ、見て、職員の人事の中で見ていただいても、非常に長くね、ある意味では、専門的な分野のところ、ある程度固定して、そこで頑張ってくれている職員もいますし、そういう人事をせざるを得ない分野もありますね。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、最初の町長の答弁でもあったように、その、課長の答弁でもあるんですけども、リーダーがね、やっぱり必要だと思います。

その林業面では、1つの例としてはね、長野県に、根羽村というところがあるんですね。そこは、人口まあ、1,100人程度の、この平成の合併でも合併しなくて、1,100人のまだ、人口のままですけど、そのところは木材、まあ、木材中心の、元々の町やったんですけども、それが、その、製材所なんかね、先ほど、町長言われたような、林業自体が、全国的な、その価格低迷とかで、製材所が閉鎖してしまったというところで、その町が製材所を立ち上げたんですね。その中で、林業の振興もなった。その時の1つの、その核となるというか、まあ、町長さんの、その、意向もあったんでしょうけれども、それで1つのリーダーとなったのは、その森林組合の参事さん。この人は、イターンらしいです。元々、県の職員だったんですけども、そういう、いろいろ知識を持った人を、職員の育成ということもあるんでしょうけれども、そういう知識を、専門的な知識を持った人を職員として受け入れるというふうなことは、そのまあ、育成も時間かかりますから、長期的な展望い

うものもありますけれども、知識を持った方の受け入れとかね、今、団塊の世代の方が、いろいろ退職を迎えるという、特に、特にその知識を持った方々があると思うんですけれども、そういう専門的な職を持った、知識を持った方を受け入れるというようなことは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 先般まあ、お話をさせていただいたように、兵庫県の県産木材の供給センターということで、宍粟市にですね、これは、組合、事業、民間業者がまあ、集まって、会社をつくってですね、まああの、国の、県が後押しをしてですね、そういう、その、いわゆる大きな製材所ですね、それができた。そういうまあ、生産して、その木材を供給していく体制ができたということは、それを活用してですね、また、山林の、また、から、伐採をして、本来のですね、林業としてのですね、事業が展開できる、まあその基盤がですね、ある程度、改めて、この地域に出来上がったということです。そういうこと、物、施設を活用した、今後、林業事業というものに、取り組んでいかなきゃいけないということで、まあ、森林組合としても、当然、職員もですね、まあその、いうことで、勉強もしていく。まあ、そういう事業に取り組んでいく、また、勉強していかなきゃいけないというふうに思っておりますし。ただ、なかなか、直ぐに、人材の、そういう育成というのをね、間に合わないという部分もあります。そういうことで、何とかですね、佐用町の森林組合においてもですね、そういう、その、森林に精通した、また、林業生産なり、また、それを実際に、山での、これまで育ててきた、山、山林をですね、材木を、うまくまあ、その、そういう市場に乗せていけるようなですね、市場に出して、そこから収益を上げて、また、森林、山主にも利益を還元していくというような、こんな事業にも取り組んでいく人材をですね、探しております。

で、なかなか、長年ですね、そういう林業というものが、その、実際に、その、低迷してしまっておりましたのでね、そういう中で、そういう事業に取り組んできた人、また、取り組んでいる人というのは少ないんですね、もう。

で、まあ、そういう人材というのがですね、なかなか、今こう、適任者がいないというのが、まあ、実際の現状ですけれども、まあ、組合としても、そういう事業を展開するために、やっぱり人材がいるということは、認識しております、理事会においてもですね、そういう人材を何とか、採用して、そういう事業に取り組んでいきたいということも、今、話をさせていただいているところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 私のこの質問でも、眼目はやっぱり、その体制というのは、職員の、リーダーとなる職員の育成が必要だという、今回の質問の眼目でありました。そういうふうに、やっぱり、核となる職員。いろいろ政策はあるんですけれども、政策を、その実施する上で、そのやっぱり、職員として、町としての、やっぱり方向性を見る上で、職員の育成なりがね、必要だと思います。

それから、次の質問に移りますけれども、天文台と、スプリング8をどう活かすかいう

ことですけれども、合併時、本町には広い宇宙を見る日本一の公開天文台と、小さなものを見ることができるスプリング8があると、謳っていました。町勢要覧でも2ページを割いて紹介しており、この2施設は佐用町のシンボリック施設であります。

天文台では、天文講演会や天文学セミナーなどを企画して、放射光施設では施設見学などを行っています。更なる活用を求めて伺います。

1、西はりま天文台とスプリング8は本町で全国的な施設であります。この施設を教育や観光にどう活かしていくのか。

2、この施設の優位性を町民にどう周知していくか、また、町民の利用拡大策として天文台公園宿泊施設の利用料を無料にしてはどうか。以上、伺います。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目、答弁、町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の天文台、スプリング8を、どう活かすかというご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

西はりま天文台公園にしましては、先の石黒議員のご質問にも一部お答えをしておりますが、スプリング8を加えて、これらの全国的施設を教育や観光にどう活かしていくかのご質問でございます。

天文台公園は、まず、天文台公園は、そもそも、公開施設であり、開設以来、一般市民向けに、様々な事業を行ってきております。中でも、天体観望会は、重要な事業であり、宿泊者向けには、毎日実施をいたしております。また、宿泊者のみならず、土曜、日曜には、誰でも参加ができる一般観望会も開催をいたしております。日曜、祝日には施設ガイドツアー、昼間の星と太陽の観察会、天文工作教室、また、そのほかに天文講演会、サイエンスイベント、特別な天体現象があるときには観望会、観察会。特に8月12日のスターダストイベント。更には、会員数700名を超える友の会も運営をしており、国内の同種の施設と比較して、その多様な活動はトップクラスではないかなというふうに考えております。

一方、スプリング8は研究施設であり、天文台公園のように教育普及活動を前面に押し出しているわけではありませんが、しかし、昨今は、基礎科学も国民の理解の上に成り立つという観点から、広報にも一定のエネルギーが割かれているところであります。スプリング8には放射光普及棟という展示室がありまして、ほぼ毎日、自由に見学ができるほか、平日には、案内人付きの予約見学ツアーも実施をされております。また、スプリング8ニュースが発行されており、誰でも購読がすることができます。

西はりま天文台公園にしましてもスプリング8にいたしましても、住民から見ますと、かなり難しい対象であります。住民自身も興味関心を高めて、それぞれの施設を訪れ、佐用町にある自慢の施設として理解を深める努力をお願いしたいところでありますし、一方では、高年大学や町民向け講演会等で、積極的に研究者を招へいし、分かりやすくお話をいただいて理解を深めるのも、方法の1つだというふうに思います。

いま一つの試みとして、広報さようで、天文台公園とスプリング8が交互に話題提供を行っております。小さな情報に過ぎないかもしれませんが、少しずつでも身近に感じていただけるようになればというふうに努力しているところでございます。

また、天文台公園宿泊施設の無料化ということでございますが、現在、兵庫県の新行財政改革プランの中で、天文台公園の管理運営の見直しが提起をされました。つまり県の方針といたしましては、天文台公園の天文台部分を県の直営。宿泊を含む公園部分を一般公

募の指定管理ということが考えられており、目下、県、佐用町、天文台公園の3者で協議を進めております。まだ方向性が定まったわけではございませんが、佐用町が指定管理者にならないというケースも出て参ります。なお、グループ用ロッジを含め、野外活動センターと名付けております部分は佐用町の所管施設でございます。これらの施設をどのような形で管理運営をするのかという点も協議事項の1つでございます。まあ、流動的な部分が非常に多くありますので、確定的なことは申せませんが、ゆう・あい・いしいのように指定管理で運営していくということも、選択肢の1つになるかというふうに思います。佐用町直営の場合でも、まあ、今後の財政難を考えると、宿泊部門の無料化ということは困難でありますし、指定管理になりますと、一定の、これは当然、経営努力を必要としますから、宿泊料の無料化はできないというふうに思われます。以上です。

以上で、第2点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 天文台の方からお伺いしたいんですけども、天文台で、先ほど言われた、県の中で、その、天文台を、どういうふうに位置づけておるかということなんですけど、天文台の件、果たすべき機能という、昨日の質問の中でもあったんですけど、県としては、天文台を、果たすべき機能は、どんなもんだと、方針というか、位置づけられておるんでしょうか。

議長（矢内作夫君） 天文台公園長、よろしいか。

天文台公園長（黒田武彦君） では、お答えいたします。

西はりま天文台公園の果たすべき役割というのは、県が、どういうふうに捉えているかなんですけれども、一定の研究機能を維持しつつ、普及啓発機能への重点化と。それから、研究成果の県民への分かりやすい還元手法の検討。それから、昼間来園者のサービス向上手法の検討。もう1つはですね、今、現状がこうなんですけれども、園長以下3名の県立大学の教員が、県産業労働部の職員でもあり、佐用町職員でもあるという、身分の三重制の解消という、そういう観点から、この運営体制を見直そうということで、今回の提起になっているわけでありまして。以上で、ございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 県がそういう、先行きが、まだ分からん、確定しているものではないと言われますけれども、町としては、どういう、これの今、町が、県が示されておる、その方針なりについて、町としては、どういう見解でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、天文台公園長がですね、お答えしましたように、その天文台公園の、役割。これが1つ、大きく前提があるわけですね。その中で、一定の研究施設というのが、まずあります。で、その研究施設であり、また、天文台の天体科学、こういうものの普及、広く、幅広く県民に普及すると。で、まあ、研究施設ということになりますとね、当然まあ、今は、もう、そういうことが、開設当初よりか、まだ明確にされて、県立大学の研究所という形になったわけですね。それで今、天文台公園長が、話の、答弁のように、そこの天文台公園長をはじめですね、研究員も、県立大学の研究員でもあり、産業、県の産業労働部付けの職員でもあり、そして、町の職員でもあるというよな、非常にまあ、何か、複雑な状態になってしまっているわけです。

で、ただ、今、ここの全体の管理そのものはですね、現在も、町が指定管理者として、県から管理委託を受けて管理をしているという形になっているわけです。ですから、ここは、天文台の、そのものの研究施設、また、天文台と、また、天文台公園という名前があるようにですね、ここは、一般の県民を対象に、町民だけじゃなく県民を対象にした、その公園なんですね。公園の中に、また、そこの宿泊施設、野外活動施設というものが、設置されているわけです。ですから、そういう意味で、研究施設をですね、町が、今後、経営委託されたり、また運営していくということは、これは不可能ですし、また、ここの費用がですね、管理費用、昨日も、天文台公園長の方から話、答弁したようにですね、非常にまあその、なゆた、2メートルの望遠鏡だけの維持管理でもですね、年間数億円の、鏡を磨くだけでも、そういうお金が、費用が掛かると。これは、町の財政の中でね、こういうその、収益を上げていくべきものじゃない。研究施設ですから、教育施設ですから、これを運営していくことは、これは当然、県の責任で、今後もしっかりとやっていただかなければならない。

ただ、一般の、この公園としてのですね、まあその、管理ですね、これはやはり、引き続き管理、県の施設もありますから、それを含めて、県から管理委託を受けてですね、まあ、町としての、また、そこに加えて、努力をして運営、経営をしていくということが必要、一番まあ、私は、理想的なのかなというふうには、思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、いずれにしても、場所は、佐用町にあるわけですから、それを利用するいうか、活用する、学校教育に、どう活かすかということでお伺いしたいんですけども、教育、県、その、県のあり方の中でも、研究成果を普及するとか、そういうこともありましたけども、学校に、それを活かすということも、1つ、それは1つだと思うんですけども、学校の中でやっぱり、講師さんが、その職員がね、講演するとかいうこともありますでしょうし、その中で、何か、資料的なものが、教材的なものがあるんであれば、その学校教育の中でも、そういう、それを取り入れて、その教材なんかいるんあればね、今の現状と、まあ、現状から伺いますけど、現状、その学校教育の、天文の、その講座みたいなもの、どの程度、やられているんでしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） はい、お答え申し上げます。

主としてですね、一番数の多い利用者は、小学校5年生の、いわゆる自然学校の子なんですけれども、まあ、交通のアクセスが、ああいう状態で、ご存知のように、子どもたちが1人で来れない。あるいは子どもたちだけで来れないという場所ですので、それが1つはネックになっているとは思うんですね。本当は、幼児から、小学生、中学生、高校生まで、もっともっと来ていただいて、活動していただきたい場所ではあるわけです。ですから、私、個人の思いとしては、例えば、幼児には、その科学絵本の、そういうコーナーを設けて、自由に寝転がってでも、絵本を読んで、科学と親しんでもらうというようなコーナーを設けたいと思ってますし、で、今、昼間に来られている、これ大人も含めてなんですけれども、もっともっと昼間に来ていただいて、園内を散策しながら、学びながら楽しんでいただくという、そういう施設にもしていきたいという気持ちは、ずっと持っているんですけれども、まあ、先立つものが、いろいろ無いということと、それから、やはりまあ、なかなかその、1つのことを起こすのにも、勿論、いろんな経費と、それからアイデアみたいなものを集合させていかないといけないという部分がありますので、短期間では、なかなか難しいという部分がありまして、今、勿論、そういう考えも、現実のものにしていこうと思って、努力はしている最中ではあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ今、公園長が言われた、その、教育長にお伺いしたいんですけれども、その学校の中で、子ども達が、それを特に、天文台の、天文科学というかね、それを全国的に言われるのは、科学教室みたいななんも、その、いわゆるプロの人なんかもおられるようですから、せっかく近くに、こういうふうな研究の施設があるわけですから、学校教育の中では、それは、もうちょっと、広げていくようなお考えは、教育長、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在、中学校では、佐用中学校が、1年生を対象に1泊2日で天体学習と、丁度、地理的にもですね、歩いて上がって、歩いて降りれると、そういうことで、平成19年から実施していると思います。

それから、小学校では、天文台の方からですね、出前講座というような形で、小学校へ降りていただきまして、小さな望遠鏡ですけども、そういうもので、学習をしていくと、そういう状況はございます。

先ほど来、出てますように、自然学校におきまして、以前は、町外の施設を使ってしていたということもありますけれども、ここ数年来、10校の小学校につきましては、天文台公園を拠点にして、自然学校を、今、実施しているところであります。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5 番(金谷英志君)            まあ、天文台を含めてですけれども、スプリング 8 と関連です、スプリング 8 の、そのイベントとして、スプリング 8、これ姫路であるんですけれども、姫路で、はるか宇宙と電子や原子の旅、こういうイベントもされているようです。ですから、それ、佐用町に、ほんまに、その一番大きな宇宙を見る、小さな原子を見る、その 2 つの、せっかくあるんですから、これを学校教育にね、その、興味を持ってもらうようには、ドンドンその講座、スプリング 8 に行かなくても、また、天文台に行かなくてもね、近くに、そういう研究者なりがおられるわけですから、それを学校の中で、出前の講座みたいなんをね、得られたらと思うんですけども、教育長、いかがですか。

議長(矢内作夫君)            はい、教育長。

教育長(勝山 剛君)            学校全体の年間のカリキュラムというものがあまして、新しい授業を、ドンドン、ドンドンこう、入れていくことが、非常に難しい面もあります。しかしながら、先ほど来出てますように、理科の学習であるとか、その、今のプログラムの中で、そういう外部講師を招へいして授業を進めるとか、そういうことについては、今後、考えていく必要があるのではないかと考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長(矢内作夫君)            はい、5 番、金谷君。

5 番(金谷英志君)            そんな、前向きな、その方向だと思うんですけども、その中で、やっぱり予算的なこともあると思うんですね。そのスライド、資料集めたり、実際に、こういうふうな講義をする上でも、その何か、教材みたいなんがいるかも分かりません。そういう面で、教育長もあるでしょうけれども、これ町長にお伺いしたいんですけども、そういう予算的なね、その子どもが教育を受ける、興味を持ってもらえるような、その研究の講座なんかの資料なんか、それを、やられるようなね、予算的な措置を考えて欲しいんですけども、いかがですかね。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君)            はい、町長。

町長(庵途典章君)            まあ、ずっともう、天文台もですね、研究員が、ああして研究活動をされている部分があります。そういうことでの、たくさんのいろんな資料も、まあ、撮影した、天体を撮影した資料であるとかですね、まあ、いろいろと研究してきたものもあると思うんですね。そういう物を有効に活用して、そういう教材としてですね、分かりやすくつくとか、そういうことの講座をされるとか、それは、教育委員会の中でも、当然あの、それだけじゃない。いろんな学習、カリキュラムがありますので、その中で、必要なもので、特別にまた、予算が必要だということであればですね、そこはまた、その内容によって、その計画をされれば、その計画に対しての、また、予算という形に、それはもう、町としても、できるだけ、子どもたちの教育ですから、重点的に予算配分はさせていくということになるかと思えますね。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 今、町長が答弁いたしましたですけれども、実際にですね、天文台公園で、小学生向けの、その教材作成ということで、15万円ほど年間、予算を作っております。昨年、実は、絵本を作った、分かりやすく宇宙を解説するというのを、毎年、対象を変えてですね、やっていこうということで、初年度は、宇宙は、私たちのふるさとという形で、人間が、そもそもこう、今、存在しているのは、宇宙の星があって、元素がこういうふうになんて生まれて、私たちは、今、ここにこうなっているんだよということ、分かりやすく説いた絵本が出来上がっております。これは、とりあえずは自然学校の5年生に、全員1冊ずつ配布するという状態のものをこう、作りました。

で、新年度はですね、23年度は、ああ、ごめんなさい。22年度は、21年度は、それ作りました。22年度は、太陽の、私たちの母なる太陽の生き様といいますか、その姿を分かりやすく表した、また、これ、解説書を作りました。

そういうふうに、毎年、毎年、新たな物を作って、小学生向けに作って、そういった教材にさせていただこうということで、頑張っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、今、言われたん、私、ホームページを見て、ホームページで、そういうふうなのがあるというふうに乗ってましたね。

それと、町民的な普及ということでお伺いしたいんですけれども、友の会が700人ということだったんですけど、当初から比べて、友の会の活動についてお伺いしたい。まあ、会員の減少とか、その増えておるか、減っているか、そこらへんのことと、その友の会の活動について、どういうふうになってますでしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 友の会はですね、初年度、平成2年のオープン時から作っております。最高時は、翌年の平成3年。実は、998名の会員を擁する友の会になりました。

で、現在は、700名ちょっとですね、700名を少し超えている段階です。ですから、ほとんど横ばいの状態なんですけれども、これを、この場で言っているのかどうか、ちょっと不安があるんですが、当初は、佐用郡内の会員が240名ぐらいいらっしゃいました。現在は、34名ぐらい。激減をしております。そういう状態で、まあ、確かに中身は難しすぎると言われますから、宇宙NOWという冊子があるんですが、非常に易しく、今はしているんですね。ですから、是非、何らかの形で、友の会にも関心を持っていただければというふうに思っております。

その友の会の活動ですけれども、2カ月に1回、1泊で例会というのをしております。その例会というのは、7時半に開始をいたしまして、観望会をやったり、クイズ大会をやったりして、夜は過ごしていただいて、明るく朝、解散というような形で、観望を中心、

まあ、2メートルの望遠鏡を使って観察会をすることを中心に活動をしています。その他に、毎月の、その宇宙NOWの冊子を配布するという活動が、主たる友の会の活動になります。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、せっかく、その天文台とスプリング8がありますからね、その、公園長も、教育長、町長もそうですけれども、そういう前向きな、1つはね、観光、研究成果を活かすという、学校教育を活かすということもそうですけれども、観光の面で、1つは目玉になるようなね、ものだと思うんですけれども、ちょっと話がずれるかもしれませんが、その佐用町のキャラクターの募集をされましたわね。その時のキャラクターはもう、決まって、もう広報なんかでも発表されてますけれども、1つは、やっぱり天文台を核とした、その佐用町を生み出す、佐用町では、これやというようなね、キャラクターが、それが1つのシンボリックなものだと思うんですけれども、キャラクター選定の基準としては、どういうふうな基準で、あれ、選ばれたんでしょうかね。

議長（矢内作夫君） 商工観光。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） キャラクターの募集につきましては、町の観光協会でも、何とかまあ、佐用町をですね、全国的にもPRをしていきたいといったようなことですね、22年度におきまして、募集を行いましたところ、全国的にも多数寄せられまして、その中で選考委員会等をですね、選考委員会を開催をいたしまして、まあ、佐用町の歴史、あるいは自然環境、そういったいろんな観点からですね、応募を求めたところでございますけれども、そういった中から、既に、3月の広報にも掲載がされておりますけれども、ああいったキャラクターに、まあなつたと。おさよんといったようなことで、頭にはですね、ひまわり。それから、手には星。それから、この襟巻きと言いますか、あれは千種川の、この水系。それから、胴体はですね、棚田をイメージしたというようなことで、佐用町を表したイメージということになってございます。

〔金谷君「ああ、そうなんですか」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、それは、そうなんでしょうね。そういうふうな、全国から見たら、佐用町は、こういうイメージかなと、そういうことなんだろうと思うんですけれども、やっぱり発信していく面ではね、やっぱり佐用町としては、これやという、やっぱり1つの核は、私は天文台だと思うんですね。

だから、そういうふうな天文台の、その、スプリング 8 は、研究施設ということですから、1 つの観光施設の目玉であります、その天文台を活かすと。それから、農業振興の体制をとっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、5 番、金谷英志君の発言は、終わりました。  
ここで昼食のため、暫時休憩をしたいというふうに思います。  
再開は、午後 1 時ということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 0 1 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。  
ここで、敏蔭消防長から、災害緊急消防援助隊第 1 次派遣の隊員 2 名が帰町による報告を受けるため早退届が出ております。認めておりますので、報告をしておきます。  
それでは、引き続き、8 番、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） 8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。  
まず最初に、この度の東北関東大震災で被災をされた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。今回は、雪害対策と介護保険についてお尋ねします。今年の大雪では、不安と不便を強いられた方も多かったように思います。また、介護保険についても、保険料が高いし、利用したくても、年金だけでは思うようなサービスが受けられない。そういった声をよく聞きますが、住民が、より安心、より安全に住める佐用町になるよう求めて質問をしたいとします。

まず、最初の質問ですが、今年の雪は、久しぶりの大雪で、除雪にも大変苦労されておりました。その上に冷え込みが厳しく、いつまでも解けず困った人が多かったように思います。そこで、早めの対策を検討しておくことが必要だと考えて、あえてこの時期に質問をいたします。

昨年まで除雪をしていた町道を今年は除雪車が来なかった。そういった声をよく聞きました。また、通学路でありながら除雪をしていないところもあります。例えば、他の市の例を挙げますが、宍粟市の社協では、高齢など条件はありますが、除雪を必要とする人が、登録をしておく積雪が 15 センチ以上の時、申し込みをすると、シルバーの登録している人が除雪をしてくれます。また、美作市では雪害も災害だ。そういった考えで雪害対策本部を、この度設置され、除雪、そして買い物などの対応をされました。

地震、水害などの対策も必要ですが、少子高齢化の進む中で、次の冬に向けて雪害対策等の体制を求めて質問をいたします。

1、特に通学路ですが、歩道も含む部分で、子どもたちが安全に通学するためにも除雪を検討すべきではありませんか。

2、積雪連絡員などの体制は変えられましたか。

3、凍結防止剤の設置についての体制は整っていますか。

4、積雪の多いところに宍粟市のように、機械の貸し出しなどを佐用町でも検討しませんか。

5、宍粟市や美作市のように雪害も災害とみなして、佐用町でも雪害対策について、より検討すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いします。

議長（矢内作夫君） 1 番目は、質問あったんですか。

8 番（笹田鈴香君） 1 番目は、雪害対策ですね。ごめんなさい。雪害対策を強め、安全安心の町にということで、まず 1 項目目の質問。

議長（矢内作夫君） いえいえ、それは、いいんですが。1 項目目の、昨年までの除雪作業の。

8 番（笹田鈴香君） あっ、ごめん。ちょっと待って、すみません。

議長（矢内作夫君） それは、よろしいか。

8 番（笹田鈴香君） えっ。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

8 番（笹田鈴香君） えっ、ちょっと待ってくださいね。1 番。昨年まで除雪作業。

〔「そうそう。うん」と呼ぶ者あり〕

8 番（笹田鈴香君） ああ 1 番、上に、1 を言わなかったので、すみません。抜けておりますが、昨年まで除雪作業をしていた町道の除雪を、なぜしなかったかというのが、すみません。ちょっと、1 を言わなかったので、申し訳ありません。はい、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、1 項目目の答弁、町長、お願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵谷典章君） それでは、笹田議員からのご質問に対して、お答えさせていただきます。

まあ、雪害対策についてでございますが、今年の冬は、久しぶりにまあ、大雪が降り、大変まあ、不自由な生活が暫く続いたわけでございます。

町では、例年 12 月から翌年の 3 月にかけての降雪期における、町道の交通確保を図るため、除雪計画を策定をいたしております。除雪路線は、町道の 1、2 級を主体に交通量の多い路線を指定し、降雪時に業者に委託により除雪を実施することといたしております。除雪路線については、新町合併時から変更しておりませんので、今年、特にですね、除雪をしなかったというようなことは、無かったと思っております。ただ、非常に雪が多くてですね、業者に委託しておりますので、国道・県道、それからまあ、町道。町道でも除雪する、その時間がですね、非常にかかると。専門の、除雪専用の除雪機で除雪をしているわけではありませので、そういうことで、かなり時間が掛かったことは確かでございます。

まあ、後、通学路の除雪につきましては、現在の町道における除雪路線には、ほとんどの通学路が含まれておりますので、新たに路線を追加するということは考えておりませんが、今年のように積雪量が多く、通常的生活活動が著しく困難な状況等が発生した場合には、地域からの情報等も考慮いただいて、柔軟にまあ、判断し対応したいというふ

うに考えております。

また、ご指摘の歩道の除雪については、現在委託しております業者の所有する機械で対応することができませんので、残念ながら従来通り車道のみ除雪で行っていかざるを得ないというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、お尋ねの積雪連絡員制度につきましては、県と各地区の積雪連絡員との間で、平成 20 年度まで実施をされておりましたけれども、平成 21 年度から積雪センサーによる観測に切り替わっております。

町の除雪計画は、光都土木事務所が設置する管内 8 箇所の積雪センサーからの積雪量の観測により、国・県道の除雪作業に引き続き、町道への除雪が自動的に開始をされるように、そういう計画になっております。

凍結防止剤の設置箇所については、佐用町内全域 228 箇所を、シルバー人材センターに委託をして、11 月末までに所定の箇所に設置をしております。また、今回のように低温による路面の凍結防止剤の使用が、非常に多い場合、適宜巡回し、また、町職員が補充作業なども行っております。

また、機械の、除雪機械の貸し出しということにつきましては、ご指摘の宍粟市の場合、旧一宮町では、道路パトに排土板を付けた公用車を、旧波賀町ではトラクターショベルをそれぞれ、積雪の多い自治会へ貸し出しがされているということを知っております。まあ、佐用町では、平年の積雪、通常は、積雪量も少なく、除雪出勤回数もですね、平年であれば 2、3 回程度が通例であり、多くは北部山沿い地域に限られております。まあ、実施するにあたっては多額の経費と、また、その機械を使われるという、非常にまあ、危険もありますので、そういう機械の貸し出し等については、困難ではないかなというふうに考えております。

雪害対策の検討につきましては、ご指摘の宍粟市は、一般の、一部の地域が国の積雪地域に指定をされておまして、雪害に対して除雪、防雪等の措置が対応できるものと考えております。しかしながら、佐用町では、指定区域外のため、国からの補助等は、当然一切ありません。全て、町の自主財源で、今の事業も行っておりますし、今回の積雪で町道に被害が出た箇所等には、等という、被害が出たという所は確認はいたしていません。まあ、先に述べましたとおり、年 2、3 回程度の除雪を行っている当町において、非常にまあ、年によってですね、雪の多い少ないがあると思うんですけれども、そういう対策本部を設置してですね、対策をするというほどの積雪は、まあ、あまり考えられないのではないかなというふうに考えております。以上です。

以上で、1 回目の質問のお答えとさせていただきます。

〔 笹田君 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） では、再質問させていただきます。

今、聞きますと、対策本部置いてまでということの答弁だったと思うんですけれども、今、本当に、東日本では、大きなこう、地震で、被害を受けているわけなんですけれども、全国的に、また、世界的に見ても異常気象だということが言えると思うんですね。この 2 月 22 日には、ニュージーランドでも地震が起きました。それからもう、18 日目に日本で、こういう大きな地震になったわけなんですけれども、やはり、そういった意味では、雪が、今日はもう、3 月ですけど、雪害いうほどではありませんが、雪が降っております。ですから、絶対大雪にならないという確証はないわけであって、備えあれば憂いなしというこ

ともあるので、やはり、何らかの方法、今までどおりというんじゃなくて、災害の起きないためにも、起きて、少しでも被害が少なくなるために、やはり雪害も考えるべきではないかと思うんですが、特に、思ったのは、今回、南の方と言うか、佐用町でも広いので、雪の少ない所もありますし、また、多い所、すごい差があるとは思いますが、やはり奥の方へ行きますと、今回でも1メートルぐらいと言いますし、少なくとも今回、町うちでもかなり降りました。そういった意味で、やはり一人暮らしの人とか、それから、どうしても体が不自由で道が開けられない、雪除けができないという人があるんですが、特に、そういった方は、細い道で、例えば、私の知っている1件の例を挙げますと、軽自動車は何とか上がる道で、100メートルぐらい普通の町道からあるんですけど、やはり、そういった所の方が、もしですね、たくさん降って、で、除けようにも除けられない。今年も、もう本当にもう、50センチぐらいしか除けてなくて、いつまで経っても解けてないという状態でした。そういった所もあるんですが、そういった人のために、やはり、例えば、組織を、集落で作ってもらうとか、委託するとか、そういった方法をやって、そういった困った人の、高齢者などの人のための、機械じゃなくても、手作業でできるような登録制度みたいなものをつくったらどうかと思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、雪もですね、それは、どれだけの雪が降るか分かりません。もう、それこそ、記録的な、生活ができないようなですね、雪が降れば、そういう状況の中では、その災害としての対策本部とかね、そういうものは、当然、設置をして、対策に当たるということは、当然であります。

この美作で対策本部を作られたというふうに、今ね、聞いておられますけれども、それは、私も知ってますけども、美作市も、合併されてですね、ずっと美作の北の方では、今年、1メートル以上ですね、雪が降って、雪下ろしもできないとか、本当に外へ出れないとかですね、まあ、そういう事態が出た所があったので、対策本部として、まあ、対応された。作ってね。いうことを聞いておりますし、それは当然だと思います。

また、そういうその、除雪、雪害については、これは、そういう登録制度とかいうものをつくらなくてもですね、元々まあ、本来、地域でも助け合って、除雪等をお互いにですね、まあ、されてきたという、これも今現在もされている所も、かなりありますしね、町としても、基本的には、通常の今の、状態であれば、そういう町道等の除雪については、業者の方に、専門の機械がないですけども、まあ、一応、そういう土木機械で除雪をしていただくということで、何とか、最低限の交通、道路の確保、生活道路の確保というのは、行っておりますし、また、今、言われるように、ものすごく今、その、雪が降って、本当に閉じ込められるような所があればですね、地域の方も、協力もしていただきますし、それで、なかなか十分できない地域であればですね、町としても、また、個々に、そこ、対応をしていくと。救援、除雪をまた、特別にね、そういう地域の除雪について、委託をしたり、まあ、業者の方にもお願いをしていくと、そういう形をとっていきますのでね、既にまあ、雪害対策とか、そういう対策については、基本的には、全くやってないんじゃないかって、既に、そういう計画も作ってやっておりますので、今後も、そういうことで努力していきたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） あのまあ、是非、努力をしていただきたいと思いますんですが、やっぱり今年、もうやったと言われるんですけど、現実には、町道で、長いこと、結局、最終的には、町道でありながら、集落間を結ぶ道路ですけど、全く来てない所もあります。

まあ、例えば、例えばばかりなんですけれども、甲大木谷と淀の住中の間なんですけれども、今回、淀の、市場佐用線の県道が、もうあっちこっちで工事してます。ですから、特に、この大木谷を通る人が多くて、カチカチに凍ってしまって、私らも通ったら、もう、滑る、大ぶん、日にち経ってからでも凍結して滑って危ないという状況で、池もあるので、本当に危ないなと思ったんですけど、やはり、そういう所も、特に、その、そうかと言って、その市場佐用線を通った場合ですね、そこは、工事の車が横に止めてあったりして、余計こう、危険な場所がたくさんあるんです。要所要所にトラック置いたりとか、いろんな重機とか置かれていたので危なかったんですけど、今年だけと言われればそうかもしれませんけども、やはり一応、1級、2級町道をされたということでしたが、現実にはしていない所もありまして、通学の子が、高校生の子が行けないということで、うちにも連絡があって、まあ、それもお願いして、まあ、今年はしてあげるということで、建設課の方でもらったんですけども、今まで、そこは、やってたんですね。去年まで。それが、今年は、全然。業者も、ちょっと変わってるみたいなんですけども、県道の後、回ってくるということを聞いていたんですけども、来なかったんですけども、そのへんは、どういう体制になっているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、今言われた、住中から、大木谷ですね。まあ、あの線なんかは、まあ、通常は、淀へ下りてくればですね、道があります。そういう迂回路ができる所までですね、全ての所、今年の雪っていうのはですね、同じような、今までのような時間、ペースで除雪ができなかったというのは、先ほど言いましたように、非常に雪が、あれだけの雪でしたからね、専用の除雪機ではない、その中でまあ、限られた時間、その時間の中、精一杯やっていっても、なかなか間に合わなかった所もあるんじゃないかと思えますし、その間にですね、どうしても、誰も、その、今は、車もスタッドレスをはかれて、ほとんどがですね、雪があっても、その上を通過して、車は通行されております。そうすると、まあ、非常にまあ、圧雪してですね、今年は、非常にまあ、その後が、気温が低い。もう零下で、5度、6度。朝なんか、ほんまにマイナス10度ぐらいになった日もあるぐらい、ずーっと解けなかったですよ。ですから、圧雪した雪というのは、なかなか除雪も、普通の除雪機じゃないんで、除雪できないんですよ。ですからまあ、そういう面で、雪が残ったままというね、状況が出たと。特に、影の所なんかは、解けなかったという所があったと思います。

まあ、それはまあ、こういうね、災害のような形で、自然災害で、想定していなかったような状況に、今年は、久しぶりになったということの中で生まれたんで、それは、それで、皆さん方には、ご迷惑をおかけしましたけれども、まあ、何とかね、そういう状況の中でも、まあ、それぞれ迂回してもらったり、まあ、また、融雪剤を撒いて少し対応したり、いろいろとまあ、地域でも努力していただいて対応してきたということです。

ですから、まあ、今年の雪というのは、ある意味では、ご存知、本当にもう、私らも10数年ぶりかな。その寒さも、本当に昔の、何十年前の寒さに戻ったような寒さでしたのでね、こういうことが、毎年続くんではないと思ってますし、そういう状況が続くようであればですね、また、それに対しての対策ということは、していかなければならないと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、是非やって欲しいんですが。

それとですね、歩道ですね、まあ、通学路でもそうなんですけども、今ね、残っている人と言うか、結局、勤める人が多いので、昔は、昔というか、私は、子どもの頃は、やはり皆出て、朝、6時か7時ぐらいから雪除けを、集落全体を挙げてやっていたんですが、今は、やはりお勤めをされる方が多くて、残った人は、やはり高齢者とかいう、体の弱い人とかいう人の方が多くて、なかなかこう思ったようには動けないと。で、今回、寒かったですけど、停電も多分なかったように思うんですが、もし、雪でね、道路なんかにも竹とか木とかが、よく重みで倒れているんですけども、もし、停電になった時なんか、本当に、極端に言えば、今、オール電化とか、特に、お年寄りも、もう火を使ったら危ないからということで電化、全部オール電化にされているというか、火を使わないようにという、家族とか、身内の人のほからいでしている家もあると思うんですが、そこだけに限らず、結局、電気製品をたくさん使っている家が、もう多いので、停電になった時なんかのこと考えると、やはり直ぐ行ける。でまた、それこそ、その雪の時に地震でもあったら、雪を除けてなかったら出れないというようなこともあると思うんですが、やはり、美作市じゃなくって、宍粟市なんですけど、さっき機械の貸し出しは、まあ、佐用町、無理だと言われたんですけども、これは、町じゃなくって、社協でね、やってることなんですけども、ここでは、雪かきサービスというのをされています。一人暮らしの高齢者や、それから二人暮らし高齢者世帯に対して、生活歩道までですね、それを、積雪時に、雪かきの支援を行うという、まあ、期間も、12月の15日から2月28日という期間を決めて、で、対象者は70歳以上の一人暮らし、二人暮らし高齢者世帯。雪かきをするのが、困難で、特に支援が必要と認められる世帯ということで、こういう事業も、これは社協ですけども、やはり社協じゃなくても、佐用町の社協もまあ、いろいろされていると思うんですけど、やはり、こういうことを町としてもね、考えていただきたいと思うんです。機械じゃない部分で、手作業しかできない部分。そのへんは、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵谷典章君） まあ、それは、地域によってはですね、その地域に合った状況の中で対応していかなければならないと思います。まあ、今年まあ、確かに、非常に大雪になりましたけれども、それでもまあ、例えば、宍粟市、宍粟市全域で、多分、その、頼まれているんじゃないかなってですね、波賀の奥とかですね、一宮の奥、もっとも雪の多い所です。国の積雪地帯、地域にも指定されているぐらいですからね。ですから、それはまあ、佐用町においても、そういう大雪が、たまたまこう降った時には、先ほど言いました

ように、地域でも皆さん、協力もしていただかなければなりませんし、また、今はまあ、生活手段として、どうしたって、電気がないと生活ができませんから、そういう停電とか、そういうことがあれば、それに対して、即、その対策をしていくということでね、やっていくのは、当然、考えていかなければなりませんけれども、まあ、そういう、その制度というの、まあ、その地域によって考えていかないと、今年のことを前提に、全てのことをまあ、やっていくというか、それにも、当然、経費もかかるわけですし、何でも全て、町行政なりが全てやっていくというわけにはいかない部分があると思います。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 勿論ね、地域もやらないといけないと思います。あの、防災マップも、今、各地域でつくっておりますけども、やはり、そういった中に、指導として、そして、町がね、こう、指導の立場で、今は、水害に関してのマップだけですけれども、そうじゃなくって、やはり雪害とか、いろんな部分を含めて、指導体制の中に、そういうことを含んで、まあ、町に全部しろと言うんじゃないかって、ちょっと、そういうアドバイスを全体にしてあげることによって、マップはもう、全体のマップじゃありませんから、雪のある所、ない所、あまり降らない所、いろいろあるので、やはり地域によって、そういった指導をしていただくというの、1つの方法じゃないかと思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、雪害を、どの程度のレベルで考えるかですけども、まあ、佐用町の地域ぐらいの所ですと、かなりの大雪を考えてもですね、これによって、人命に係わるような被害が出るというようなことは、私は、あまり考えられないと思います。

確かに、生活上不便になることは確かですけども、やはり、まあ、いろんなことを想定はしなきゃいけないことは、ありますけども、まあ、今、考えていくのは、そういう豪雨、また、大風、そういう点についての災害、こういうことについて、十分に対策をしていくべきことが、まず先決であろうかと思えます。

ただ、あの、雪についてはですね、一番、私は怖いのは、先ほどもちょっと出ましたけども、今年の雪は、非常に寒い時に降って、非常にまあ、軽いと言いますかね、軟らかい雪で、軽い、サラサした乾いた雪でしたから、着雪するようなことが、あまりなくて、木が倒れるとか、そういうことがなかったんですね、ほとんど。ですから、木が倒木することによって、電線を切ったりして停電をするというようなことがなかった。これがまあ、一番良かった。助かったんですけども。まあ、この春先のね、例えば、今日のような、少し雪降ってますけども、これが大雪になった場合などには、着雪して、過去にも、たくさん木が倒れてですね、停電がひどく長引いたということで。そうすると、今は、本当に、生活の中で、ストーブさえも電気がないと、ストーブも燃やせないというような、生活ですから、そういう中で、やはり、停電、これは雪だけじゃないんですけども、電気という、その便利な物に、全部頼る生活ではなくってですね、やはり、そのいろんなことを、想定すれば、停電しても、何とかこう、暖が取れるとか、調理ができるとか、そういう対策を、

その災害対策の中でね、用意をですね、準備をしておく。そういうことを、やっぱりこう、指導をしていくということが、必要かというふうに思いますね。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） やはりその、今、倒木とか言われたんですが、やはりね、雪の少ない、同じ佐用町内でも、少ない、たくさん降る所と、降らない所の人の、本当に考え方の差だと思うんですけども、倒木はありませんでしたけど、やっぱり車で通る中で、竹が倒れてきてね、事故になりそうなことも、私もあったんですけど、だから、雪が降りますと、私は、いつも雪除けと、それからナタを持って、この間も切りましたが、やっぱりね、そういうことが必要だということが、分かりづらい地域の人もあると思うんです。で、なぜ言うかという、やっぱり高齢化になったということ、子ども達を守るという意味でね、私は是非、いろんな方法で、あらゆる所で、私達も声挙げますけれども、やはり、水害とか火災だけじゃなくって、そういった面も、ちょっとした気持ちをね、町としても、指導の中に入れていただきたいということ、お願いをしたいと思います。

それと、積雪連絡員なんですけど、その、20年から変わったということで、一度、私も質問したことあると思うんですが、例えば、江川の場合なんですけども、丁度、小学校のちょっと下にあるんです。で、そこは、例えば、今回の雪は、そのあたりで40センチだったんですけど、そこから奥の東中山とか末包の方へ行くと、60センチぐらいは、ように積もっていたんですが、そこに、たくさん降る所がないんですね。そのセンサーが。だから、やっぱりある意味での連絡員というのは、いるんじゃないかなと思うんですが、そのへんは、どのようにお考えというか、そういうことは、考えられたことがあるかどうかお尋ねします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵途典章君） まあまあ、建設課長で。

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 積雪センサーのことでございますけれども、これにつきましては、先ほど、町長が言われましたように、11箇所ということで、町内に設置を、県の方でおられるんですけども、これは、あくまでも国道、県道の部分の除雪に対してですね、まあ、その、適切な場所で設置をされてですね、まあ、それを基に業者の方が動いておるといような状況でございます、ただね、そういうふうな、今、言われたように、その部分では、その、確かに、少なく、奥へ上がれば、カーブごとに、積雪量も多くなると、それは、僕もよく知っております。そういうことにつきましては、いろいろとま

あ、地域の方の連絡とかね、そういうことも含めてですね、まあ、また、県の方に、町の方からお願いして入っていただくとかというような形で、連絡の調整は努めております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） あの、是非、連絡はして欲しいと思います。まあ、課長もよくご存知なんで、課長の家より奥の方が、もっと深く降るのも、私も、よく知ってて、あのあたりの方に、もっと奥の方が、いなくなったので、なかなか雪かきが来ないというようなことも聞いておりますので、是非、そのへんは、いろんな連絡体制を、是非とも考えていただきたいと思います。

では、安全安心という意味でね、是非、いろんな対策を講じていただきたいと思います。絶対、大雪にならないという保証はありませんので、その点をお含みおきいただきたいと思います。

では、次の2点目の質問に入ります。

介護保険制度が施行されて10年が経過しました。介護を社会的に支えることを目的に発足した制度ですが、重い介護保険料や利用者負担、年々増える特別養護老人ホームの待機者など、保険あって介護なしとも言うべき様々な問題が表面化し、制度の網の目からこぼれ落ちていく介護難民が社会的問題になっています。厚生労働省は、介護保険法改定案、2012年、来年度ですが、実施に、市町村の判断で要支援者を介護保険サービスの対象外にし、ボランティア任せの安上がりの保険外サービスに、置き換えることのできる仕組みが盛り込まれることが明らかになっております。第5期事業計画の策定も始まろうとしていますが、厚生労働省の改定案も含めて町長の見解をお尋ねします。

1、介護保険を必要とする人が、適用を受けられない実態がありますが、周知はどのようにされていますか。

、例えば、足が痛くて歩行困難な方ですが、介護認定は受けていないために、杖や押し車など実費で購入していたという高齢者がおられます。この事実をどう思われますか。

、障害者などで、介護保険制度を利用できることを知らない、そういった人もあります。この事実をどう思われますか。

2、介護保険制度導入まで、一人暮らしや高齢者などを保健師などが訪問していましたが、町独自で、再び、この保健師の訪問、これを実施することを求めます。

3、安心してサービスが受けられるために、施設介護サービスを受けられるよう、利用料の減免制度をつくることを強く求めて2点目の質問とします。よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目、町長、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） はい、それでは、2項目目の介護保険についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員、保険あって介護なしというふうに今、言われましたけれども、まあ、今、佐用町でもですね、この介護保険制度によって、この介護サービス、本当にたくさん、まあ、給付を行っております。この介護保険制度が、もしなければ、どういう状態なのかということをお思いますとですね、やはり、この介護保険制度の必要性と、また、この介護保険制度

をまあ、安定して、これを実施していかなければならない。維持していかなければならない。この介護保険制度というものがね、社会の今の（聴取不能）の中でこう、創設されたということは、非常に良かったというふうに思っております。

介護保険制度の周知に関しましては、毎月の広報紙に制度紹介の記事を掲載し、65歳になられた方に対しては個別にパンフレットの送付、体験デイサービス事業などの高年クラブのイベント時に町の保健師、町社会福祉協議会の職員、ボランティア講師などが出向く出前講座の実施、介護保険事業計画が新たに作成された時には、介護保険制度の概要・町の現状と今後の推計・介護保険料の改定などをまとめた概要版を全戸配布するなど、広く周知を行っております。

また、一人暮らしの高齢者など、介護保険サービスの必要性が高い方に対しては、各地域の民生委員による情報提供から、介護保険サービスの提供につながるなど、必要な方が受けられるような体制を構築していくとともに、今後もさらに、周知や情報収集に力を入れて、介護保険サービスが必要な方により、確実に行き渡るように努めてまいりたいと思っております。

なお、議員ご指摘の、必要な人が適用を受けられない実態があるということでございますが、万が一そういう方がいらっしゃるのであれば、直接、その方に役場健康福祉課の健康増進室が担当しておりますけれども、是非、本人なり、また、身内の方なり、また、地域の方なり、また、お聞きになられた議員さんにおかれましてもね、問い合わせをして、是非、保険制度を、少しでも、サービスが受けれるように、伝えていただければというふうに思います。

高齢者宅への訪問につきましては、家族からの相談、各地域の民生委員や町社会福祉協議会に委託しているランチ事業などからの情報提供を基に、地域包括支援センター職員が高齢者宅を訪問し、高齢者やその家族の実態を把握し、必要があれば介護保険サービスの提供、介護予防事業や福祉サービスの提供につなげていく実態把握事業を実施をいたしております。

特に、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対しては、ボランティアなどによる見守り活動を兼ねた弁当の宅配サービスを行う食の自立支援事業を、町社会福祉協議会に委託して、必要な方に対して実施をいたしております。また、ますます高齢化が進むなかで、行政側からの訪問、見守り事業を強化していくことは勿論、地域内でお互いに声をかけ、見守りなどの活動がより活発に行われるように、意識啓発などの事業にも取り組んで参ります。

続いて、施設介護サービス利用料の減免制度ということにつきましては、現在、介護保険サービスの利用料を軽減するために、低所得者の方などを対象にして、様々な利用料の減免制度がございます。具体的には、利用料及び施設での食費、居住費の4分の1軽減する社会福祉法人等利用者負担軽減制度、施設での食費、居住費の負担を一定限度額内に抑える負担限度額認定制度、また、利用料が高額になった場合に限度額を超えた額を支給する高額介護サービス費支給制度、また、介護と医療の利用料を合算した額が高額になった場合に支給する高額医療合算介護サービス費制度などがございます。これらの減免制度を受けられる方に対しては、個別に申請勧奨を行うなど、親身になっての対応を行っており、現制度の活用をいただいて負担軽減を図っていただくようお願いをいたします。

以上、介護保険についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君）

はい、再質問、8番、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君）           では、お尋ねします。

足が痛くて受けれないという人なんですけれども、たまたま、私が行った時に、その、足が痛いんですという話をされて、している中で、介護、病院も通っているけど、受けてないと。それで、先生も、そういうことを言ってくれなかったと。誰も言ってくれないということで、お話を聞いて、勿論、申請書ももらってきただけで、持って行ってあげました。このところ、この2月から私、3人あったんですけど、その人たちの話を聞くと、やはり、病院で入院をした場合はですね、お医者さんが、お医者さんがと言うか、看護師さんなどが、だいたい、帰ったら介護保険受けますかというような、話、説明をされて、案外、介護保険というのが周知され、で、認定を受ける人が多いんで、申請をして認定を受ける人が多いんですけれども、家に居る人は、ただ、病院へ通っている、通院してとか、リハビリをしているという人には、なかなかそれが、今、先ほどのあれでは、ご答弁では、周知をしているということでしたけど、やはり、広報などに書いてあっても、なかなかそこまで目が届いてないという人もあると思うんですけども、そういった意味で、やはり、今までのように、保健師さんが、お年寄りの所へ行って声をかけることによって、それが分かったというようなことになるんじゃないかと思うんですけど、そういった方もありますし、また、本当に、二人暮らしで、もう気の毒なぐらい、歩き方も、それからご飯、よう作ってんやなと思うぐらいの人もあるんですけども、その人たちも、やっぱり、本当に分からないんでしょうね。それで、教えてあげるんですけど、やっぱり私たちが教えるより、保健師さん、町から来て、こういうことがありますよという説明をされた方が、よく聞かれると思うんですけど、そのへん、やっぱり、そういう体制、見守り事業ということで、されてるとは言うんですが、今までのような、きめ細かな体制じゃないように思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）           はい、町長。

町長（庵逄典章君）           まあ後、健康福祉課長の方がですね、また、お答えをすと思えますけれども、まあ、そうして議員さんもですね、見守りをしているということで、その中から、特に、この人が、必要ではないかなというふうな方がいらっしゃったら、その方の、また、その担当課の方にですね、連絡をいただいて、そして、また、そこへ保健師なりが、また、何うというような、本当に、地域全体でね、皆でこうして、見守ってまあ、安心して、介護サービスも受けていただき、生活をしていただけるようにしていくことが、必要ではないかなというふうに思います。

後、福祉課長。

議長（矢内作夫君）           はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君）   趣旨の徹底についてはですね、町長答弁しましたように、例えば、私が65にね、この4月になった時点、5月に案内行きます。個別に行きます。で、それは、今年の予算でもお認めいただいたように、葉書とか、そんなんじゃないでね、資料とかね、いろいろな、理解していただくような資料で送らせていただきます。基本的には、そこです、ご理解いただけると思うんですけども、まあ、お年寄りの方ですからね、まあ、忘れるとか、そういった部分は、当然まあ、あろうかと思えますけども、これだけですね、介護保険、もう10年になりますけども、まあまあ、一本立ちをですね、し

たということからとらまえたら、概ね分かっていただけじゃないかなとは思いますが。

しかしまあ、その一方では、今、おっしゃっておったように、まあ、いろいろな高齢者のね、いろいろな実態把握というのは、幕山であります地域包括センター、これ、やってございますから、あそこに保健師と介護福祉士とホームヘルパー、3人おります。まだ、少ないぐらいですけども、必ず1日1回は、そういった、今、議員がおっしゃるようなね、いわゆるその、一般高齢者と特定高齢者とありますね、分かりますね。そういった方々のお宅をです、訪問して、その方々に、まあ、予防的な部分ですけども、サービスを受けられませんかとかね、お話しする中で、まあ、適時事務的な手続きをさせていただきようということでございますし、町長が答弁いたしましたように、社協とか民生委員さんにも、毎回ですね、民生委員会に出て、そういった情報をお願いしておりますので、概ねです、徹底はできているんじゃないか思うんですけども、町長は、いみじくも言っていただきましたように、もし、そういったね、問い合わせがあったら、その日に電話ください。日をおかんとね。そういうふうに、お願いしたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） その日に行って、ちゃんと手続きをしてあげました。すいません。で、まあ、これからもしてあげようと思います。

放っているわけじゃ、ここで言うだけじゃなくって、やっぱりやってますので、で、その中で、やはり保健師さんも来てないという実態を分かって、私は質問をしているわけなんで、放っているわけではありません。ちゃんと手続きされたかどうか、分かりませんよ。一応、申請書はもらって来て、ちゃんと渡しておりますので、その後、その人が、病院行った時に、また、意見書書いてもらったりするということで、直ぐにできるかどうか、分からんけどということで、ちゃんと、そういうのを、もう答えももらっておりますので、他の人もね、特に、していただきたいと。特に、保健師さんなんかにもやって欲しいと思います。

で、結局、今、言われました、その今、この中の、議場の中を見てもです、65歳以上で、介護保険を現実に、1号保険者になっている人、何人いますか。もう、あまりいないでしょう。ですから、まだ、なかなか分からないと思うんですよ、実態として。結局ね、65になりますと、今まで国民健康保険税と一緒に保険料がこう、引かれていたわけですけど、なった途端にね、介護保険、ポンと切り離されて、年金から、まあ、収入にもよりまずけど、一応、年金から引かれますね。本当に、すごくびっくりをされます。ショックを受ける人もあります。それは、新しい人であって、その、今、80歳、90歳近くの人ですと、その介護保険ということ自体を頭になかなか入ってないと思うんですよ。さっきほとんど周知と言われましたけど、新しい人で、介護保険、介護保険と10年になるから、分かるんであって、本当に、今、85、6歳の人では、知らない人もありますよ。現実に。

で、やっぱり、それで、国民健康保険の場合ですと、保険料払いますと、保険証をもらって、病気になっても直ぐ行ったら、直ぐ見てもらえますね。でも、介護保険は、介護保険ですよと言われても、お金を払って、手続きをしないと、まあ、特例の場合もありますけども、認定をされないと見てもらえないという、本当に、この保険、受けられないというね、そういった実態があるんですけど、そのような、こういう介護保険については、普通の国民健康保険と比べて、どのようにお考えになりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 65歳になったらね、町長言いましたように、もう、社会保険方式ですから、全員の方が、全員を支えると。ましてや、その、40歳以上のね、国民の方にもお世話になって支えると。国も支える、県も支える、町も支えるというふうな財源構成になってますよね。まずね。今、おっしゃった中で、ちょっと気になるんですけど、その、いわゆる、その、介護保険に入ったら、その被保険者証ですね、それは、渡しますよ。それをもって、今後ですね、認定申請なんかの事務の時、それ付けますからね、それあります。そこのところは、誤解してもらったら困るんですけど。はい。印としては、ありますよ。はい、その点、ちょっと気になりましたんで。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） すいません。私も、もらってないので、ちょっと、勘違いしておりました。あります。親ももらっておりましたが、で、その、あるんですけど、それを持ったからと言って、例えば、施設に行ってみて下さいと言っても、それは、できないわけですから、それは、もう皆、誰もが知っていることなんですけど、やはり、国民健康保険であれば、保険証を持って行けば、まあ、持って行かなくても、それは診てもらえますけど、ちょっと介護保険は、手続きがいるという点で、ちょっと、同じ保険でも違うと思うんですね。で、やはり、その保険の、保険料なんですけど、たくさんお金を持っていらっしゃる方には、分からないかも知れませんが、本当に生活が大変な人があります。本当に、たくさんあるから滞納も増えると思うんですけども、やはり、そういった方がですね、こういった話があるんですが、どう取られるかは、分かりませんが、とにかく生活が苦しいから、保険料引かれる前に年金を下ろしに行くといって、行って、見たら、やっぱり引かれてしもとった。勿論、引いてからしか振り込まれませんから、そういったことなんですけども、本当に、そういった人も、今、おられるんですが、このような現状は、どのようにお考えになりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど言いましたようにね、私、この事務してますので、ちょっと厳しい言い方になっては申し訳ないんですけども、全員で全員を支えるというね、これはやっぱり哲学ですから、で、議員おっしゃったように、町長も申しただいたんですけど、保険あって介護なしとよく言われますよね。私とこの立場では、財源なしでは、サービスなしやというふうなね、世界なんですよね。申し訳ないんですけども。

考えてみてください。この間もですね、新年度予算とか、補正予算審議いただいたんですけども、毎年ですね、この3、4年で1億近く増えているんですよ。増えているんです。簡単に言えば、その1号保険者、まあ、65歳以上の方ですけども、その給付費が1億増えたら、後で計算してみてください。1億円割る12カ月、割る6,300人で、単純に割

っていただいたらいいんですけども、それがですね、介護保険料のプラス分になるんですよ。ご案内のとおり、兵庫県下の中でも、下から4番目ということで、それは、大分、町は、頑張っているんですけども、それが、その、現実としてね、介護給付費が多いでしょう。それは、今、議員さんおっしゃっておるように、求めているからですよ。必要だから、そのサービスをするんですから、それは、当然、いりますよね。それに見合ったような、やっぱり、保険料というのは、設定しないと、この間、本当に恥ずかしいんですけども、12月や3月に、貸付金まで捻出せなあかんようになったと。これはまた、第5期に、保険料として跳ね返ってくるんですから、そこらあたりも考えてみますと、23年度に第5次を、皆さん方のお知恵いただいてするわけですけども、非常に厳しい側面がですね、出てくるのではないかなというふうに思います。

改めてですね、この間、財政資金ですね、財政基金の貸付金、県下で調べてみたらですね、三木と加東と高砂なんですよ。市ばかりです。で、私ところは3,600円でしょ。4,000円以上で、そこへ借りているんですよ。借りられておるんです。当然と言ったら、お叱り受けるかも分かりませんけれども、3,600円で頑張りぬいたら良かったんでしょうけども、今言ったように、サービスがね、やっぱりいる中では、窮余の策としてやらせていただいたというふうな実態もございます。ちなみに、神戸はもう、5,400円ですか。確かそうだったと思うんです。姫路もそんなもんです。そういう中で、非常に頑張っているんですけども、現実としては、悲しいかな、やはり、あまり明るい兆しは、僕個人的には、見えてないな。厳しいなというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 財政厳しいのね、分かるんですけど、あまり言いたくないんですけど、この間言った、例えば、仕組み債のようなものを使わずに、こっちに回していただければ、もっともっと、こういうことを言わなくても、1,000円も、今度引き上げるかもしれないと言われていたんですけど、そういうこともしなくて済むと思うんですね。

で、それとですね、本当に受けれる人はいいんですよ、お金があって。受けれない人があるんです。そういった人のために、やっぱりいろいろ考えていただきたいなと思うんですけども、例えばですね、ちょっとお借りしてきたんですけど、うちの親がおる時には、自分とこでできたんですが、例えば、今、上月の施設にショートで行かれていた方がいるんですけど、その方は、もう家の方が、奥さんも、83歳かな、ですから、大変だということで、月の半分はショートに行って、残りの半分は、デイサービスに行ってらっしゃるんですけども、その実態見ますとね、この16日間、2月の請求なんですけど、4万2,976円です。で、その中で、介護、医療費の控除になるもの。結局、介護保険の分ですね。その分は、1万5,776円です。後は、その外になって、食費と、それから滞在費ということ。まあ、ここはね、まだ多床室ですから、これ安いんです。ユニットになるともっとね、上がりますから、それでも、この人、普通の年金、私は、そこまで聞いてませんが、多分、お勤めされてなかった、おじいさんというか、ご主人なんで、国民年金だけかなと思うんですけども、奥さんは、たまたま、お勤めを何年かされているので、いけるかなと思うんですけども、例えば、今、満期をかけても、月にすると6万円ぐらいですね。6万円で、これ4万2,000円、まあ4万3,000円ですわ。これ払って、で、後、ショートが2万いくら払われているんですけども、で、6万以上でしょう。どうやって生活せいと言うんかなと、私は、思うんです。安い、安いと言われるんですけど、やはりその、所とか地域によって、

その数字だけ見ると、こう比べていくと、佐用町安いかもしれませんが、やはりその、受ける、給付を、給付じゃなくてサービスを受ける人によって、その人の、その人、その人の世帯によって、やはり安いとばかりは言えないと思うんで、減免制度もあるとは言われましたけど、ありますけども、やっぱり、あまり軽はずみに、そういうこと言われると、一生懸命生きてきて、今まで生きてきて、で、これ、何とか、介護、家族で見たいということで、なるべく預けないようにと、自分とこで見られていたんですけど、やっぱり、自分の体の方が大変やということで、これは、一例ですよ。この人は、一例ですけども、そういった方があるのでね、安い安いと言われるのは、私は、やはり腑に落ちないんですけど、そのへん、やっぱり安いと考えられるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、担当課長としてですね、やはりきちっと説明をするということで、説明をしております。それを軽はずみに説明をしていると、私は、聞いておりませんし、そういうふうには思いません。他町と比べれば、保険料も、確かに、かなり今、抑えながら、制度を運用してきていると。ただ、それでは、運用できなくなっているというのは確かですし、まあ、それぞれ介護を受けられる方、その家庭の事情、経済状況、本当に厳しい方もいらっしゃると思います。

ただ、これを、実際に介護をね、全部保険なしでやろうとしたらどうなるかということになりますと、本当にまあ、それ、10分の1ですよ。1割負担ですから。基本的にね。その、本当に1人の方の介護料だけでも通常、20数万、30万ぐらい1カ月かかるわけです。それをまあ、保険としてやっていくことによって、まあ、その費用で抑えられているという。一方ではね。そういうことは、当然、お互いに分かっていることだと思うんで、ですから、まあ、保険料も、また、利用料も安いことにこしたことはないと思いますし、まあその、少しでもね、そういう生活実態に合わせて配慮をしていこうということで減免制度も、いろいろとつくられたりして努力をされているということ、そのことは事実でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、努力も見えますけども、もう一つ、ちょっと、時間がないので、もう1つ言いたいのはね、施設に入る人なんですけど、今、特養なんか、すごい待機者がいます。朝陽ヶ丘荘で、ちょっと聞かせてもらったんですが、現在、佐用町で、佐用町で待っている人ですね、待機、入所を待っている人が、現在、132名おられます。で、他の市町からも来られて、入ってますので、それらも合わせますと189名です。で、今年、この189名の中でね、この1年間に、待っている間に、もう13人亡くなられたということで、現実が、172、3人らしいんですけど、待っている方ね、やはり、1人でも入ってもらって、まあ、家で見れない人ですね、どうしても見れない人を預けたいけどという人なんかがあるので、やはり、そういった人の対策、平岡議員の、前の質問では、在宅サービスとか、いろんなこうね、保険給付の関係で、しているということを言われたんですが、一刻も早く、その待機者が少なくなるように。やっぱり老老介護とか、それからどうしても、

家の者が見るようになると思うんですけども、皆が倒れたら本当に、もともともありません。やっぱり佐用町が、ほんまに安心して、良かったな、やっぱり福祉の町やなというように、ある程度、よそと比べると進んだ面もたくさんありますけども、もっと、より以上ね、住みやすい町にさせていただきたいと思ひまして、やっぱり減免制度、その他、いろいろ考えていただきたいと思うんですが、もう一度、そのへんを、

議長（矢内作夫君） 答弁を含めて、後1分ですよ。

8番（笹田鈴香君） えっ。そしたら答弁を含めてですので、何かね、今まで以上に、1つでも、他の町と違って、介護保険を利用しやすいために、新しい、何か対応策を考えられているかどうか。これからまた、考えようとされているか、簡単をお願いします。お答えを。

議長（矢内作夫君） イエス、ノーをお願いします。

健康福祉課長（野村正明君） 後で、予算書見ていただいたらいいんですけども、一言で言うならば、お尋ねにもありますように、地域包括センターの位置づけをね、もう少しグレードアップしたいなというふうには、思っております。

というのは、一般高齢者、あるいは、特定高齢者のね、要支援になるまでの、なるまでの、いろいろな取り組みについてね、やはり、その、本人さん達にも、一生懸命頑張っていて勉強もしていただきたいし、健康面に気をつけていただきたい。そうする中で、包括が、もっともっと元気あるものになるのではないかなというふうに思ひます。

それと、町長も申しましたように、減免制度。大きな柱で4つ、5つありますけども、今、お尋ねの中でね、上月云々とおっしゃいました。税金の関係とか、そこらあたり詳しいこと、またよろしかったら、教えていただいて、対応できる分についてはね、制度までは、詳しくお知らせしてませんから、その点は、気になります。

それと、もう1点。先ほど、1億割る12、割る6,300言いましたけど、1億かける0.2です。ごめんなさい。2,000万を割るんです。2割負担ですからね。ごめんなさい。すいませんでした。

議長（矢内作夫君） はい。以上で、8番、笹田鈴香君の発言は、終わりました。続いて、17番、平岡きぬ糸君。

17番（平岡きぬ糸君） 17番議席、日本共産党の平岡です。私は、2項目、質問を行います。

まず最初の1項目目は、高齢者福祉の充実についてを伺ひます。

佐用町でも特別養護老人ホームの待機者があるなど、依然として介護の負担が家族に重くのしかかっております。在宅で介護する家族の実態は、どのように把握されておりますか。お伺ひしたいと思ひます。また、家族介護者への支援事業の実態は、どうなっているのか、現状についてお聞かせください。

次に、一人暮らしや高齢者だけの世帯の実態は、どのように把握されておりますか。現状を明らかにしてください。例えとして、2つの自治体を紹介いたします。その1つは、高齢化率が50パーセントを超える高知県大豊町は、2月に総務常任委員会で視察にも行きましたけれど、人口約5,500人。町民2人の内1人が高齢者となっている超高齢化の自治体です。集落の維持すら危ぶまれているという、そういう状況もあると伺ひました。そ

の町では、3人の地域担当職員を配置して、町内の高齢者宅の訪問を行っています。特に、訪問販売などの被害対応が多いと伺いました。2つ目の例として、岩手県花巻市は、人口約10万3,000人。介護疲れから無理心中という痛ましい事件をきっかけに、介護をはじめ、様々な生活相談に対応する、そういった自治体です。ただ、この一般質問通告後の3月11日に、この地域も大きな地震で被害を受けております。多くの方が被災されております。1人でも多くの方が無事であることを願います。被災された方には、また、お見舞いを申し上げたいと思います。この2つの自治体で共通していることは、訪問相談活動を行って、実態をつかんで対応をしているという点です。

そこで、私は、佐用町独自で、きめ細やかな高齢者訪問相談事業を行って、町民の声に答え、実態に合った事業につなげることが必要だと考えるものです。

1つとして、まあ、花巻市の訪問相談員さんの件は、国のふるさと雇用再生特別基金というものを活用して、その訪問相談員の方を確保されているということを知っておりますが、佐用町でも、このような対応はできないのか伺います。

また、2つ目として、高齢者が訪問販売などの被害にあうケースがあると聞きますけれども、佐用町の実態は、どうなっていますか。

3つ目は、介護予防のための事業、現在、実施されている内容と、その利用されている実態を明らかにしてください。

以上、1項目目の質問、高齢者福祉の充実について、ご回答のほどよろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、1項目目答弁、よろしく申し上げます。町長。

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問で、1項目目の高齢者福祉の充実についてのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

在宅で介護する家族の実態把握、家族介護者への支援事業について、まず、お答えをします。

介護保険サービスを受給されている方については、要介護者に対しては担当ケアマネジャーが、また、要支援者に対しては地域包括支援センターのケアマネジャーが月に1回以上は必ず訪問し、高齢者やその家族・介護者の状況を確認しております。

また、介護保険サービスを受給されていない方についても、本人、家族からの相談、地域の民生委員や町社会福祉協議会に委託しているランチ事業などからの情報提供を基に、地域包括支援センター職員が訪問を行い、高齢者や、その家族の実態を把握する実態把握事業を行っております。その訪問の中で、介護についての悩みや、今、その人が問題となっていることについて相談をさせていただき、介護保険サービスが必要と思われる方には、サービス受給を勧めたり、また、介護予防事業や福祉サービスの提供につなげていくなどの対応を行っております。特に、認知症高齢者に対しましては、もの忘れ相談事業を実施し、早期発見・早期対応、また、本人、家族への支援を目的に専門医を招いてきめ細やかな相談も行っております。

家族介護者への支援事業については、在宅老人介護手当事業を行い、経済的支援を行っております。また、家族介護者教室事業、家族介護者交流事業、家族介護用品支給事業、寝具類洗濯消毒乾燥サービス事業を町社会福祉協議会に、訪問理美容サービス事業を町内の理美容店に委託をして行うことで、在宅生活への直接的な支援も行っております。

今後も、各々の関係機関のネットワークをさらに強化して、高齢者やその家族の支援を図って参りたいというふうに考えております。

高齢単身世帯や高齢者のみの世帯の把握については、基本的には先程説明しましたよう

に、地域包括支援センター職員をはじめ、民生委員、ケアマネージャー、高年クラブの皆さん等による訪問活動、見守り、相談業務を行い、実態把握に努めているところであります。特に、介護者がいない世帯については継続的な見守りが必要となっており、そのため緊急通報システムを設置をしたり、ボランティアなどによる見守り活動を兼ねた弁当宅配サービスを行う、食の自立支援事業を、町社会福祉協議会に委託して実施をいたしております。

高齢者に対する訪問相談、また、見守り事業については、先ほど説明させていただきましたとおり、現在、地域包括支援センター職員が地域の高齢者の訪問活動を実施しているところでございますが、高齢化がますます進む中での実態把握事業の必要性は高いものがございます。まあ、しかし、現実問題として、地域包括支援センターの多様な業務、特に要支援者のケアプラン作成にも追われており、訪問相談事業の困難さも味わっているところで、職員として味わっているところであります。このことは、全国の自治体でも同様の状況になっておりまして、国も制度改正を検討をしているということでございます。

また、本町での問題に対応するため、議員ご指摘の、ふるさと雇用再生特別基金補助事業と実施要領を概ね同じくする、緊急雇用創出補助事業の補助金を活用して、22年度より介護認定調査員の新規雇用を、町として行っております。これは、急速に増加している要介護認定申請に対応することと同時に、介護認定調査にも携わっていた地域包括支援センター職員の業務を軽減をし、センター職員が訪問相談事業など、より必要とされる業務に力を入れる体制を作り、また、介護認定調査員を継続雇用していくことで、将来的に地域包括支援センターをサポートする人材として活動させるなど、地域包括支援センターの機能強化を図ることを目的としておりまして、平成23年度においても、新たに2名の雇用をする予定の予算措置を行っております。

本町における消費者相談の実例は、これまで専門部署もなく、商工観光課の中で受付け、内容によっては、たつの市にあります県の西播磨生活科学センターへつないで、解決を図って参りました。しかしながら、一昨年の9月、国における消費者庁の発足、消費者関連法律の整備が図られる中で、全国の各自治体において専門知識を有する相談員を設置し、消費者センターを開設することとなりました。このため、国においては、消費者行政活性化基金を設け、経費の全てを基金事業とする財源的な裏づけを行い、全国全ての自治体に消費生活センターをとの目標に取り組んで参りました。兵庫県では、全国に先駆け、昨年12月に県下全自治体に消費者センターが開設をされまして、このような中、本町におきましても、昨年6月に相談員を採用し、6カ月間の研修を終えて、昨年末の12月1日から、名称も統一した佐用町消費生活センターを立ち上げております。

現在、センターに寄せられる内容は、情報化社会を反映してのインターネットや携帯電話による不正接続と高額請求のほか、一部には未公開株による詐欺的ケース、また、高齢者の皆さんをターゲットとする住宅リフォームや浄水器の販売や消火器などの点検商法なども発生をしております。

また、訪問販売による事例としては、高額な羽毛布団の販売、電気健康器具、また、仏具等の販売のほか、健康ブームに乗じた健康補助食品であるサプリメント販売など複雑多岐に及んでいる実態であります。

町内では、幸いなことに、自治会単位でのコミュニティが残されており、特に集落内を訪問販売等に関する不審者の出入りが認められる場合は、その都度、防災行政無線放送で注意を呼びかけるなど、その防止に努力を続けております。また、新年度からは相談員が各地へ出かけるなど、消費者教育や啓発にも積極的に取り組んで参りたいと思っております。

次に、最後の、介護予防事業内容とその利用実態ということでございますが、一般高齢

者施策では、高齢者を対象とした健康相談、また、予防、介護予防を含む保健栄養指導等を行い、特定高齢者施策では、運動機能向上教室、低栄養予防教室、口腔機能の向上教室等の事業も行っております。教室の内容は、運動器機能向上教室では、つまずいたり、転ばないように足腰の筋肉を鍛えます。低栄養予防教室では、栄養を考えた食事についての話、実習なども行ってあります。口腔機能向上教室では、むせない練習や、口の中をきれいにする方法を学んでいただいております。まあ、平成 22 年度の利用状況につきまして、参加延べ人数で 328 人という実績になっております。

以上で、平岡議員からのご質問に対する第 1 回目の答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、平岡きぬ糸君。17 番。

17 番（平岡きぬ糸君） それでは、お答えについて伺うんですけれど、まあ、介護認定された方は、確かにケアマネージャーさん、それから、要支援者にしては、包括支援センターの方から、月 1 回、少なくとも状況を把握していくということではあるんですけれど、そこで、社協さんに委託しているというランチ事業ですね、これは、どれぐらい、その情報を収集のために実績としては、この事業で、訪問ができているのか、その実態をお聞きしたいと思います。

それと、先ほど言った、要支援者に対する包括支援センターからの訪問事業について、後の回答にもありましたように、新たな雇用で、その訪問活動を補佐していくという、そういう人的な対応を、考えているというか、実際に、22 年度、それから 23 年度、雇用されていくということなんですけれども、その点について、もう少し詳しく、雇用された方々の活動内容とか、雇用される方の、どういう、これは予算の、補正予算の時にも質問したかと思うんですけれども、どういう方が採用されるのか、その点、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先に、社協の関係でございますけれども、まあ、社協も非常にこう、大きな組織、あるいは人的なスタッフを持っておられます。事務所の中ですね、お仕事をするというじゃなくて、常にもう仕事場へ行ったら、誰も出ておられるような状況でございます、ということは、もうどこかへですね、訪問されておるとい実態ですね。いろんな事業の名称は割愛させていただきますけれども、そういう状況の中で、高齢者の状況把握をしていただいて、それをですね、あるいは包括、あるいは健康増進ですね、そういった所へですね、情報を流していただくと。

当然まあ、町長、お答えしましたように、包括は、包括としてのね、訪問、毎日みたいに 1 人以上回ってますから、3 人が連携してですね、その情報。それから、保健師が、幕山だけで 5 人。包括入れて、5 人が 6 人いると思うんです。いろいろなですね、地域支援事業の中の、一般高齢者あるいは特定高齢者の教室を開いておりますのでね、そういった情報。そこらあたりの情報を併せ持ってですね、認定に進めたらいいのではないかなとかね、そういう情報交換をしてございます。

それから、合わせて、要支援 1、2 についてはですね、介護事業所にお世話になって、

ケアマネージメントをしているわけなんですけれども、その方々も、概ね自分とかがお世話した、ケアプラン立てたね、サービスを提供しているサービスの計画ですね、計画を樹立しているところについては、月1回は必ず訪問するというのが原則ですので、それのまた、情報とかね、当然まあ、要支援から要介護に行くような事務がありますからね、そういった情報交換の中で、2カ月に1回、正式な情報交換の中で、事務を進めていっているというのが現況でございます。いろんな方々のお世話になって、高齢者の方々を、より健康な状況の中でね、毎日を、地域の中で、地域の中で生活していただくというのがね、原則ですから、そういうふうに頑張っておるところです。

それから、あの、調査員ですね。緊急雇用の。

〔平岡君「はい。はい」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） これについては、あの、新年度予算か補正予算の時にも申し上げたと思うんですけども、平成22年度から、商工観光が元々なんですけども、枝葉がありまして、私とこは、介護分野の補助金をいただいておりますんですけども、具体的に言うならば、保健センターがですね、一応その、どう言うんですか、認定調査に来てくださいというような書類が、あそこへ一番に来るんですよ。それで、例えば、町内だったら、そこへ一番、第一段階ですね、調査に伺うと。それでまあ、簡単な電算システムで、80項目ほどですね、まあ、起き上がったたり足を伸ばしたりとかね、そういった部分の調査をする方を、22年度は採用しております。緊急雇用ですから、その名前のとおりですね、離職されたらとかね、失業された方を採用するというのが原則なんですけども、私とこは、そういった方々に働いていただくことによって、将来的にね、介護分野のスタッフとしてね、ずっとおっていただいたらいいなというふうなことも含めまして、あるいはもう、資格を取るような意欲のある方とかね、そこらあたりまでグレードアップしたら一番いいなというふうに、将来的には思っております。

ただし、申し訳ないんですけども、残念なんですけども、その補助がつくのは、1年雇用なんで、後のフォローがね、町として、どういう責任を持つかというのは課題だとは思っています。そういうことです。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） ええっとですね、まあ、様々な形で、高齢者の見守りが進められているということで、たくさん聞いたので、もう100パーセント、その、高齢者は安心して暮らしていけるなど。だったらいいんですけど、まあ、私が、町内を、いろいろな方とお話していく中では、その、一人暮らしの、ある方ですけど、高齢者の方ですが、まあ、どこも元気ですし、頭もしっかりしているし、だけど、ただ一人なので、いろいろと悩まれることもあるようなんですが、そういった方は、特に目立って、その、周りから見て問題があるという方ではないのでしょうかから、余計なんでしょうけれど、そういった、今、言われるような社協さんの活動の担当の方が伺うとか、包括支援センターの方がいくとか、そういった対象者でない方も、まあ、介護保険が始まるまで、先ほどの議員の質問にもありましたけれども、町がその、責任を持って、高齢者宅を訪問していく。そういう一人暮らしの方の訪問活動などが、ローラー作戦のように、どこもこう、漏れなくしていくような活動が進められてきていたものと比べると、まあ、抜けているのではないかと。もう実

際にお話したりする中では、年に1回ぐらいは、役場の、そうした保健師さんであるとか、そういう方からこう、話も聞きたいし、聞きたいこともあるし、将来のことと思うと、という、そういう不安の声を聞くので、そういう点では、今の、現在の体制でね、私は、まだ足りないんじゃないかと思うんですけど、担当者としては、精一杯やっているのにも思われるかもしれませんが、そういったきめ細かな対応という点で、お伺いするんですが、かつて、あの、集落ごとに、まあ、1人ずつではなくて、集落ごとに、保健師さんや、いろいろな専門の方が来られて、健康調査したり、それから体操したり、いろんな事業を進められていたのがあるんですけど、そういったものもなくなりましたし、そういう点では、まだまだ行政としては、こう、やらないかん課題ではないかと思うんですが、その点、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど、私あの、述べさせていただいたんですけども、大きな点、抜かっておりました。民生委員さんですね、町長、お答えしましたように、民生委員さんの位置づけが、非常に大きなものがございます。民生委員会は、毎月1回、今分では、旧町ごとに、概ね活動されておるんですけども、そこへは、必ず包括、あるいは、保健師が顔を出してですね、情報交換なり、お願いなり、近況について、地区でのね、民生委員さん自身が、お年寄りとか寝たきりの方なんかを見守っていただいておりますので、そういった情報も聞くことによって、一緒に何うとかね、それも大きな要素でございます。

それと合わせて、これも関係ないような言い方になったら申し訳ないんですけども、一昨年の災害からですね、防災関係、非常に各集落、力を入れておられます。当然ですね、自治会長さんも、そういった一人住まいとか、社会的弱者の方ですね、これは、やはり、隣保挙げて、どこともですね、そういった取り組み、防災マップの作成を起爆剤としてですね、非常に聞くようになりました。そういうことも、また、私どもも情報入れることによってね、あそこだったらやっぱり、定期的に行かなあかんなとかね、そういったことを自ずから学んでいくようなことになっております。実践はまだ、遠からずでございますけれども、頭の中に整理して、こないだもですね、要援護体制の、体制をどうあるべきかというようなことも参考にさせていただきましたので、民生委員さんとか自治会長さんにもお世話になっておるいうことを申し添えておきたいというふうに思います。

それと、昔のことは、私、そういった部署におりませんでしたので、はっきり言えないんですけども、今分でも、保健師さんは、保健師さんとしてですね、包括の職員と一緒にですね、いろんな、ちょっとここでは頭、整理できてないんですけども、いろんな教室の中でね、例えば、心のケアの問題とか、度々予算審議でもお願いしております、虐待の問題とかね、これはあの、子どもだけじゃなくて、高齢者も当然ありますから、そういった部分のお話とか、地区ごとにね、随時ですけども開催して、気になる方をまあ、理想は、事前につかんでおいてね、話聞きに来てくださいというような取り組みまでできたらいいんですけども、全部が全部そうじゃないです。ただ、心のケアは、毎月、年間決めてですね、これは、対象者も把握しておりますので、そういった取り組みもしております。

介護関係には、直接結びつかないかも分かりませんが、今議員がおっしゃった、保健師さんの、どう言うんですか、地域へ出かけて行くことについてはですね、昔と比べても、そんなに遜色はないんじゃないかなというふうに思います。

ただし、その、旧町の保健師さんの数がどうだったか、私、分かりませんが、合

併してからでも、人数は、減ることはあっても増えてございませんので、保健師さんの、いろいろな分野では、ちょっときついかなという印象は、持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 介護予防事業の関係でお尋ねした回答で、具体的に、運動機能であるとか、口腔機能であるとか、そういった事業をやって、まあ、介護が必要でないように予防していくという、そういう事業ですけれども、実績として、その、328人という数字で、まあ、町全体からいくと、どうなんでしょうか。介護予防事業で、実際に、その事業受けられている方の声としてお聞きするのは、本当に町が送迎していただいて、それで月2回、非常に喜ばれております。その反面、そういった事業には、自分も行きたかったなという、希望する声も一面で聞いているんですけど、人数的にも非常に、あの、少ないように聞いているんです。参加できる方がね。その、狭き門というたらあれですけど、そういうもんでなくて、もうちょっと、その点は、介護予防事業、充実させていくという点では、非常に参加されている人から歓迎されているわけですから、もっと、その点、充実していく方向で取り組んで、それと、この事業そのもの、広報とかで、いろいろなもので知ったと、参加された方おっしゃってましたけど、なかなかその、平等に宣伝がされているけれども、それにこう、行き着かない人もたくさんありますので、介護予防事業をこう、受けられるように、もっと徹底していく必要があると思うんですけど、その点は、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 度々申し上げて申し訳ないんですけども、今度のですね、第5期の介護事業計画ですね、まあ、全国的にも、これはまあ、元々、その保険者は町ですから、私とこで言えば、まあ、いわゆる、今はやりの地域主権ということ言えば、主体的に取り組めるんですけども、そうは言いながら、やはり全国的なね、モデル的なものを、まず骨格にして、やっていかな駄目なんですけれども、その中で、笹田議員にもお答えしてましたように、包括の仕事のね、比重というのは、これから、非常に大きなものがあると思うんです。で、また、何でしたら、後で資料お渡ししたらいいんですけども、いっぱいこう、事業がございましてですね、介護事業は言うに及ばず、それから、包括的な取り組み。包括事業言うんですけども、ご存知だと思うんですけども、あるいはもう、地域のいろいろな方々にお世話になって、地域の資源を活用した任意事業とかですね、いろいろございまして、今の3人のスタッフでは、ちょっとしんどい部分がございます。そういう中で、先ほど言いました調査員もですね、以前はやっておったんですけども、助けていただいております。もっと言うならば、要支援1、2のですね、ケアマネージメントにしても、率から言えば、介護事業所にお世話になっている分が多いです。その空いた時間をですね、地域の中へ出て行って、お年寄りと直接会うような仕事とをやっているんですけども、やはり十分ではないなというのは、まあ、否めないことだと思います。職員の者もですね、忸怩たる思いを、度々私も聞きます。ただね、それは、どの課においても厳しい中でやっておるんですから、まあ、今後はですね、同じことをやっても、今、議員おっ

しゃるように、行ってみたいなというふうなね、やっぱり特色のある、インパクトのあるようなことをね、研鑽に努めてですね、考えていきたいなというふうに思います。頑張りたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、地域包括支援センターについては、国の方も改正案の中で、充実をしていくという、その中で一文あるんですけど、大よそ中学校区を単位に、その、つくと。体制をつくるという、そういうふうな形で、充実する方向だというようなことが書かれているんですけども、その点からいくと、まあ、本町の場合、今、設置されているのは1箇所ですし、こういうふうに中学校区ごとにね、包括支援センターができれば、もっと充実できるなというのは、よく分かるので、そういう方向で、まあ、実現するといいなと思うんですけど、見通しは、こう、予算上の形で、ちょっと障害があるのを、私は、見たんですけど、国の方からは、そういう点では、どんな説明が、その新年度予算に向けて、なされておるんですかね。包括支援センターについては、何か、特に、変わったことないですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 設置エリアについては、今、議員おっしゃったとおりです。とおりですから、先ほど僕が言ったようにね、今の実態から言うたら、ちょっと厳しいなという部分をご理解いただけたらと思うんですけども、それは、先ほども言ったようにね、どの課もですね、人数が少ない中でやっておりますので、人数少ない中で、一生懸命やるというのが原則ですから、私とこ、担当課としてはですね、それ以上の要望も出せませんし、一生懸命やるのが、一番だと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 職員、勿論一生懸命やってもらいたいです。それを受ける住民の人が安心できるように、そういう体制をまあ、引き続き取っていただきたいと思います。

まあ、家族、高齢者福祉については、このままでは、不自由な点もあるかと思うんですが、次の難病対策について、質問に変えたいと思います。

2項目目は、難病対策について伺いたいと思います。難病で苦しんでいる患者さんや家族など関係者は、生涯にわたって治療を必要とする病状の苦悩と不安、介護などの悩みをかかえ苦しい状況にあります。関係者の声が生きるよう対策を求めて質問を行います。

1つ目に、さよさよサービスが隔日のため、お医者さんの診療日にあわなくなった。タクシーの利用は高額な負担になる。また、利用制限もあるなど、治療に必要な交通手段の確保で、切実な声を、私は聞いております。これについて、対策を求めたいと思います。

2つ目には、県の行革で、佐用健康福祉事務所、旧保健所が撤退しましたがけれど、難病

関係者の支援のために、県の活動内容の充実と合わせ、町の相談窓口の充実が求められておりますけれども、実態はどうか伺います。

3つ目に、町では現在、特定疾患医療附带療養交通費支給という名の助成制度を設けられております。この利用の実態は、どうなっておりますか。町内外の医療機関に対象を広げ充実する必要があると考えるものですが、いかがでしょうか。

この交通費助成制度について、従前から、子どもさんの通院に対し介助者への助成を求める改善を要望しておりますけれども、検討は行われて来ましたでしょうか。要綱にある、月額5,000円の限度額、これについて引き上げが必要だと考えるものですが、いかがでしょうか。

以上、2項目目の難病対策について、当局の見解をよろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、2項目目、町長、答弁お願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵道典章君） それでは、難病対策についてのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、難病とは、原因不明、治療方針が未確定であり、且つ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病及び経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病という定義をされております。しかし、難病というだけでは特別な支援は限られ、実際に障害が生じてから、障害福祉サービス等の支援が受けられるというのが現状でございます。

その中、兵庫県では疾患の一部について公費負担制度があり、医療費の負担軽減が図られております。町においても、57の疾患の方に対して、町外通院の場合、交通費を補助しているところでございます。

まず、お尋ねの、さよさよサービスが隔日のため、お医者さんの診療日にあわなくなつた。また、タクシーの利用者は高額な負担になるというふうな、また、利用の回数にも制限があるということについてでございます。まあ、当然、多くの高齢者や障害者の皆さんの、現在のさよさよサービス、また、タクシー利用制度、足としてご利用をいただいております、多くの方に、また、喜んでいただいております。しかし、要望としてはですね、何の条件、また、制限もつけずに利用したいということをおっしゃっている方もおられるということは承知をしておりますが、しかし、この要望につきましても、これまでも、度々まあ、議会等でも、ご質問をいただきお答えをさせていただいております。このサービスをですね、維持していくということ。これは、非常に、このサービスそのものにも、たくさんの公費を使っております、また、このサービスを、長くこれからも維持をしていくということが大事かというふうに思っております。まあ、そういう財源的な観点からですね、利用をいただく方もですね、やはりこの、ある程度の不便もあるかと思っておりますけれども、2つの制度をうまく併用していただき、工夫して利用していただきたいというふうにお願いをいたします。

また、特定疾患患者の方が、町外の医療機関で診察される場合、特定疾患医療附带療養交通費助成をご利用いただければ負担の軽減を図ることができます。なお、この制度では、自家用自動車を利用されている場合でも助成の対象となっておりますので、ご利用もいただきたいと思っております。

次に、2つ目の社会福祉事務所の活動内容の充実と、ああ、健康福祉事務所の活動内容の充実と、町の相談窓口の充実についてということでございますが、難病患者の相談窓口

は、現在、龍野健康福祉事務所で行っております。以前、佐用健康福祉事務所が相談窓口だった時、相談の希望があれば、県の担当保健師が訪問していましたが、今も引き続き相談の希望があれば、龍野から保健師が訪問をしておりますので、事務所に出向く必要は限られ、ご不便は、特にかけて、おかけしていないとさせていただきます。現在も月に1件程度の相談があり、町に相談があった場合は、県の専門の部署へ相談をおつなぎをいたしております。

また、特定疾患医療受給者証の更新については、佐用健康福祉事務所がなくなり、遠方の龍野健康福祉事務所までの申請となり、ご不便をおかけをいたしておりますけれども、更新期間中に2回、佐用町保健センターまで県の職員が出張して窓口を設けて受付をしていただいておりますので、その時に、まあご利用、更新手続き等をしていただければというふうに思います。

次に、3つ目の、特定疾患医療附帯療養交通費支給制度でございますが、助成は県の発行する特定疾患医療受給者証の対象となる疾患の一部、具体的には、特定疾患治療研究事業56疾患と小児慢性特定疾患治療研究事業で対象となる疾患、及び、県単独特定疾患治療研究事業で対象となる疾患と、腎不全による人工透析の方の計57疾患を対象に、町外の医療機関を利用された時の交通費に対して、週2回以内で、1人月額5,000円を限度として、運賃等の2分の1を補助するというものでございます。

実績といたしましては、平成19年度には16名、平成20年度で16名、21年度19名、22年度は上期の段階で8名の申請がありました。県の発行する特定疾患医療受給者証を所持されている方の約半数の方は、町内の医療機関で治療をされておりますが、障害者の通院交通費助成制度についても町外の通院のみとしておりますので、全体として考える必要もあり、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、4つ目の交通費助成制度についてでございますが、交通費助成は本人のみを対象としております。子どもの通院に関しては、親などの付き添いが必要となりますが、これにつきましても障害者の通院助成は介護者の補助がなく、他の制度全体として考える必要がございますので、現在のところのご理解を賜りたいと存じます。

以上で、平岡議員の2項目目のご質問、難病対策についてのお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 交通費支給の助成制度ですけれども、今ある要綱にある内容は、その、全体を考えてとか、そういう形で、今のまま、充実する考えはないように回答があったかと思うんですけれども、実態として、その、町内外と、言葉一言で違うわけですけれども、町内に通院されている方にも適用できるように、その文言1つ変えるだけなんですけれども、充実していただきたいと思うんですけれども、できない理由は、もう一度聞かせていただきたいと思います。

それと、子どもの通院に対して、その介助者、当然、1人では行けないわけですから、その助成も必要だと思うんですけれども、これについても、困難な点、何を除けば、それが実現できるのかを知りたいと思いますので、お聞かせください。

議長（矢内作夫君） 課長が、答弁するか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 総括的に、私の方で、まず答弁させていただきますけども、あのまあ、当然、町外へ行かれるというのは、非常に遠くの、交通費のですね、費用が多額になるから助成をするということが、当然趣旨であろうかと思えます。町内の医療機関でありますとですね、先ほどのご質問にもあります、さよさよサービスでありますとか、また、タクシーの助成とか、その他の、そういうふうな制度もご利用いただけるということもあろうかと思えます。

まあ、そのご負担がですね、どのように非常に負担が大きいものになっているのか、そういう状況によっては、今後の検討をしていかなければならないということではないかと思えますけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 町内の場合、さよさよであるとか、タクシー利用制度があるわけですが、ここにも、通告にも述べているように、さよさよの毎日運行であれば、それは、解消できるんですけど、隔日だという事実がありますので、お医者さんの診療日と合わないの、タクシーの利用になると、その利用回数に制限がありますし、限度額があるわけですから、そういった点で、充実させていくということで、相対的に、よく検討していただいて、今後の検討にしたいということなので、前向きな回答だったというふうに理解してよろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） さよさよサービスだけではなくてですね、私もお話しているように、タクシーの方も併用して、工夫して利用していただきたいということを、まず申し上げます。

で、タクシー等については、確かに、まあ、ある程度、さよさよよりかは、その費用が高額になるという点もあろうかと思えますけれども、まあ、付き添いがあられたりする人にとっては、1つのタクシーでまあ、行けるわけです。

で、後、特定疾患、その方がですね、本当に、その先生の診療日、これが、週に、例えば、1回、ずっと行かれるとかですね、非常にまあ、そういう実態があればですね、これは、また、特定疾患の方の、方への特別な対策としてですね、タクシー券の回数を増やすとかですね、こういう、やっぱり柔軟な対応は、私はできるというふうに思っております。その特定疾患の方があから、さよさよサービスを全ての方に、その、毎日運行するよう

にということは、私は、これはまあ、今、先ほど申し上げたような理由でね、これはやはり、なかなか、できないというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 後、一昨年、県の行革で、佐用健康福祉事務所が龍野に統合されております。で、この関係で伺いたいんですけれども、まあ、佐用郡内の方々が、その保健所が地元にあった時、これは関係者として集まる機会があって、本当に、そこで、心のよりどころだったと。交流ができて、そういうお話です。ところが、その、保健所が撤退することによって、どういう形で、佐用町としては、そこで、心のよりどころだった難病患者の方々の交流事業というのが、行われていたんですけれども、撤退後は、全く行われなくなって、まあ、本当に残念だという声を聞いております。それに、難病の方々が、いろいろ、それでも頑張ろうということで、有志で、あすなる会というのを継続されているということは、神戸新聞でも紹介があったところなんですけれども、そうした方々に対して、まあ、あの、冷たい対応を県は取ったんですけれども、それに対して、町も残念ながら、受け皿としては、役割を果たされていないというのが現在の事実だと思うんですけれど、その点は、どんなふうに受け止められているんでしょうか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、県の保健事務所がやられた事業、県の事業としてのものが、なくなったということでありますけれども、まあ、そういう方、患者さんが、お互いの交流を図って、お互いにまあ、そういうその、まあ難病に対してですね、皆でこう、助け合っていこうというような形での、あすなる会、こういうものが組織、活動されているということですね、町の対応も冷たいと言われますけれども、町としては、そういう活動、わずかですけれども、活動助成としてですね、助成もさせていただくようにさせていただいておりますので、そのことは、ご存知だと思うんですけれども。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 一昨年、県が、撤退した後の対応について、私は、先ほど、伺ったんですが、今のご回答は、これから、そういう会の方に対しては、町として対応していこうという、そういうことを回答されたかと思うんですけれど、この間、どうだったかということ、まず聞きたかったんですけれど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、そういうことで、この間、その間ね、は、そういう状態があったから、逆に町が助成をするという形にして、支援をしていくということをとっていくということですから、その、県がなければ、県の事業でされていたものがなくなったから、今後、町の方で、ご支援、支援をさせていただこうという対応をさせていただいているということです。

〔平岡君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君）　　まあ、なかなか、その、難病の方自身が、外に出向いていくこと自体が困難な方もたくさんある中で、この間ずっと孤立されるような自体に置かれていたというのは、すごく胸が痛むところなんですけれども、それでも、頑張ろうということで、こう、頑張ってきておられる方に対して、どんな形で対応、支援をしていこうと考えておられるんでしょうか。その内容として、保健所が、旧の保健所があった当時の事業も復活させていくという、そういうところまで考えておられますか。そういう事業も、私は、町としてはね、やっていく必要があるというふうに思うんですけれども、その支援内容について、聞かせてください。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君）　　保健所がですね、龍野へ行くまでは、議員おっしゃるように、私も詳しくは、全部は把握しておりませんが、頻度数は、頻度数で言うならば多かったと思いますね。佐用ですからね。当然、で、今度、龍野へ行かれて、頻度数は、若干落ちたようには、聞いております。ただ、議員おっしゃるように、知らん顔じゃなくて、随時ですね、そこの保健センターですね、保健センターで、研修会とか講演会ね、これは持たれております。私は、22年度からですけれども、出席させていただきました。

それで、町は、あそこの会場提供ということで、ご協力をさせていただいております。で、龍野の方からですね、いついつに一度寄りたいたいけれどもというような時には、もう積極的に、優先的に、あそこの会場を開放させていただいておるところでございます。

それで、今、町長申しましたように、予算についてはですね、今年から、新しく付けております。これはまあ、町長の方からですね、指示がございまして、そういう難病患者のですね、確かに、今、おっしゃっているのは、議員の言う、おっしゃるとおりだと思います。寂しい思いをされておる中でね、俳句の、いわゆるその、交換言うんですかね、そのやり取りの中で、そういった活動を、やはりその、続けていきたいんやと。直接的にはですよ。また、他の分もあるとは思いますが、郵券料とか、細かいこと言えば、そういった手助けをして欲しいんやと言われました。それについては、町長がですね、即断で、そういう予算措置、お前とこから、もう予算要求せいということでございましたので、先般ですね、新年度予算からお認めいただいたということでございます。従前以上にですね、保健所とも連携を取りながら、係わっていきたいというふうに思います。

〔平岡君　挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、本当に大変な思いで、こつこつやっておられる人たちの声を、言ってくるころは、行政というのは割と、何か言うてくるころには対応するけれど、そうじゃなかったら、置き去りにされるという面が、多々あるので、そういう点では、行政として、ちゃんと目配りをして、声のなかなか挙げられない方に対して、ちゃんと頑張っけて目配りしていただきたいと思います。  
時間ありますが、以上で、質問終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、平岡きぬ糸君の発言は、終わりました。

ここで、東日本大震災被災地、宮城県栗原市へ佐用町として被災地の支援を行うためということで、町職員4名が、今日、午後3時過ぎに出発をいたします。その見送りのためということで、暫時休憩をいたします。再開を、午後3時30分ということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

午後02時54分 休憩

午後03時30分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。  
続いて、16番、鍋島裕文君。

〔鍋島君 挙手〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。16番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず、この度の大震災で命を失われた多くの方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆さんに、心からのお見舞いを申し上げます。

また、福島原発事故に対しては、人命第一の対策が徹底されることを強く求めますと共に、これを機会に、今後、全国の原子力発電所の総点検がなされることを、強く望みます。

それでは、一般質問を行います。

第1項目目は、学校統廃合は本当に必要かとして、学校統廃合問題について、質問します。

1月25日付の神戸新聞の、佐用町は、この3月には統廃合計画をまとめ、対象校や詳細なスケジュールを決めるとの報道に対し、町民からは、今まで教育委員会からは統廃合の話は何も聞いていない。突然のことなのでショックを受けたなどの声が寄せられました。今回の統廃合報道の背景として、直接的には、本年3月に策定された、佐用町教育振興基本計画の中の、小中学校、園の規模適正化が明記されていることによりますが、この基となったのは、平成21年1月策定の佐用町立学校適正規模検討作業部会報告書であります。ところが、この報告書は、この間、勿論、その年の8月9日には、台風9号災害が発生したことなどの事情はありましたが、議会や町民に十分明らかにされなかったことにより、町民は、突発的なこととして、受け止めざるを得ないことになったと思います。

本年3月策定の学校規模適正化推進計画では、複式学級の解消を最大の課題として、小学校は平成28年度を基準年として、旧町単位に1小学校とし、町全体で4小学校とする。中学校は、平成34年度を基準年として、今の5中学校を1つにすることを明らかにしています。果たして、このような学校統廃合が妥当なものかどうかを伺います。

まず、1点目として、新聞報道の推進計画について、その内容を明らかにされたい。

2 点目は、学校統廃合計画の是非を判断する基準について、伺います。教育長は、昨年 12 月議会で適正規模について、最低 1 学級 20 名必要。統廃合は必要不可欠と答弁されています。そこで 1 つ目は、1 学級 20 名の根拠は何か。また、1 学校当たりの学級数の適正規模と、その根拠を伺う。

2 つ目として、小規模校のメリットについては、どのように考えておられるのか。

3 つ目として、適正規模にするため、この間、どのような努力を教育行政としてされたか。今後、例えば、山村留学制度などの行政努力もすべきではないか。

3 点目として、地域住民にとって、学校がなくなることは、地域に元気がなくなり、過疎化に拍車がかかるなど、重大な問題であります。統廃合は、徹底した住民合意の取り組みがなされなければなりません。

そこで 1 つ目は、地域住民の合意は、どのように形成するのか。

2 つ目は、最大の当事者である子どもの意見表明権をどう保障するのか。

3 つ目は、校長だけでなく、教職員が、その専門性を活かして、統廃合は子どもの教育に与える影響についての知見を示すことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

以上、第 1 項目目の質問といたします。なお、答弁は、時間の関係上、簡潔によりしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、第 1 項目目答弁、教育長お願いします。

教育長（勝山 剛君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、学校規模適正化推進計画案の内容を明らかにとのことですが、昨年の 12 月議会で報告しましたとおり、佐用町の教育基本指針となる佐用町教育振興基本計画を策定したところですが、その基本計画では、各種の教育施策を提示しておりますが、その重点目標の 1 つに、社会の変化に対応する学校・園をつくるという項目が盛り込まれ、早急な課題として、児童生徒数の減少に伴い、保育園を含め小中学校の規模適正化の必要性が示されたところです。このことを受けまして、町としましては、早期な対応を図るため、昨年 10 月に庁舎内のプロジェクト会議を立ち上げ、保育園を含め小中学校の教育・保育環境の向上を目指し、学校・園規模適正化推進計画の策定作業を進めてまいりました。

この適正化推進計画は、児童生徒数が減少している現状の中で、町として責任ある方針を示す必要があると考えました。今後それぞれの地域や校区で協議検討していただくための大まかな取組みの方針を定める全体計画として位置づけ作成したもので、この 3 月議会中に計画を報告させていただきたいと考えております。

作成に当たりましては、議員おっしゃいました平成 20 年度に作成した、学校適正規模検討作業部会報告書の具体資料と保育園の園児保護者を始め、小中学校児童生徒の保護者と教職員を対象に実施しました保育・学校教育に関する意識調査を基に、保護者や教職員のニーズを考慮しながらまとめたものでございます。

計画の概要といたしましては、園児や児童生徒数の推移と予測に基づき、学校・園の規模適正化の必要性と統合対象校の枠組みや推進の方法、スケジュール等を提示しているものでございます。

また、今後の推進につきましては、計画書の中にも提示しておりますが、地域の皆様との十分な協議が必要不可欠となってくるため、まず、全町的な説明会を小学校区ごとに開催し、それから対象となる校区で懇談会や協議会を開催しながら十分な理解を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、統廃合計画の是非を判断する基準について、お答えします。1 学級 20 名の根拠は、何か。学校あたりの学級数の適正規模と、その根拠はとのことですが、平成

20年度に学校適正規模について検討された、佐用町立学校適正規模検討作業部会報告書に、一学級 20 名程度の教育効果、教育指導について議論し、経験論等から、集団として、ある程度の規模は人間形成を図るための必要という共通認識がされており、それを基に、佐用町の現状から見ると、最低 1 学級 20 名程度の規模が必要と申し上げたところであります。また、学級数につきましては、ご存知のとおり文部科学省の適正規模基準は、学級数が 12 から 18 学級、6 学級から 11 学級は小規模、5 学級以下は過小規模校となっているところです。

次に、小規模校のメリットについてでございますが、児童生徒・教職員・保護者を含めて互いの結びつきが深まり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすいというメリットが考えられるかと思えます。また反面、教育指導面において、1 学年 1 学級で、児童生徒は卒業まで同一学級で過ごすこととなります。人間関係の固定化によって、子どもの中に序列ができ、クラス替えなどで、それを是正する機会がないことも事実であります。また、1 学級の人数も 10 人前後となり、グループ学習や体育など団体競技種目や音楽の合唱や合奏活動の活動展開が困難な場面も出て参ります。

また、教職員が少ないため複数の校務を 1 人の教職員が担当することにより、多忙化が、子どもたちとの話し合う機会が少なくなるなど、学校運営がしにくくなることも考えられます。

義務教育の質の維持や向上の観点、また、子どもの多様な活動、社会性の涵養という観点から、学校・学級規模を考えることが大切ではないかと考えたところです。

次に、適正規模にするため、どのような努力をしてきたか。山村留学制度の行政努力を考えるべきではとご質問でございますが、議員もご承知のとおり、日本における出生率は年々減少し、全国的に少子化の歯止めがきかない状況でもあります。本町におきましても、小学校の児童においては平成 5 年に 1,748 名であったのが、平成 22 年度には 929 名と、15 年間の間に 800 名余り、約 47 パーセントも減少してきております。今後もこの傾向は続くものと考えられます。

本町の小中学校の歴史において学校統廃合は、その時代の情勢や背景の中で、より良い教育環境を目指し、地域、保護者、行政等々が協議を重ね、繰り返し行われて、現在の小学校 10 校、中学校 5 校となったわけでありまして、

次に、統合は、徹底した住民合意が欠かせないとの質問であります。合意形成を図るためには、教育は子どもたちの可能性を伸ばすことでもあります。その可能性をできる限り支援していくことが、私達であると考えています。現在の教育環境に問題や課題があれば、解決していかなければなりません。確かに、学校は、地域との深いつながりの中で支えられておりまして、当然ながら、地域の方々の意見や声を聞いて進めていかなければならないと思えます。ただ、子どもたちを、地域で育むことと、地域で生きることは、視点を考えて、変えて考えるべきではないかと考えております。限らない可能性を秘めた子どもたちを、できる限り、広く、大きく支援していくのも地域の大切な役割ではないかとも思えます。

次に、子どもの意見表明権の保障はとのことですが、学校規模適正化に関しましては、子どもの自由を奪ったり、子育ての責任を放棄するような問題ではないと考えております。行政が子どもたちの教育環境を整えようとするものでありまして、児童の権利条約に触れるということは、思っておりません。

次に、校長だけでなく教職員の知見を示すことが必要だとのことですが、教職員の意識調査の結果において、学級の人数 20 から 24 人、学校の規模においては 130 人程度と最も多く、保護者の回答と思いが合致している部分が見えます。教職員がグループ学習や集団活動におきまして、教育効果を経験から理解しておると考えております。過去に

統廃合を経験した教職員の意見や、今後想定される児童生徒の影響を、近隣市町でも実施されておりますので、教育委員会としても教員と共に研究をしていかなければならないと考えております。

以上、鍋島議員の質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、再質問、16番、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきます。今回、適正化という名前ですね、この計画が、学校統廃合の計画が進められています。まあ、これは、何のために行うかというね、その目的は、明確にされているように、今後、今現に複式学級ありますけれども、久崎小学校や三河小学校、今後複式になるであろうということも予測してね、この複式学級を解消するためというのがね、この目的になっております。確かに、地域の保護者や住民にとって、子どもが少なくなって、地域の学校が複式になるのはね、辛いことであり、寂しいことであります。地域の学校は、子どもが増え、できたら複式ではなく単式であって欲しいと思うのは、至極当然のことです。しかし、このことを理由にね、統廃合を進めるのは、論理の飛躍ではないかというふうに、このように思わざるを得ないんです。現に、教育委員会が実施したアンケートで、後で明らかにしますが、このアンケートは設問の仕方が、非常に公正さを欠くアンケートとなっております。このアンケートでも、複式は避けて欲しいとの意見は多いものの、統廃合は反対が、教職員では6割、保護者が3割からあります。

そこで、計画書では、複式学級や、小規模じゃなくて過小規模校は、子どもの競争心がなくなり固定化など悪い点ばかり網羅されており、町民に誤解を与えかねません。だって、これは現に地区協議のたたき台になるわけですから。当然のことながら、複式や過小規模校は、少人数の特性を活かした数多くの利点があるのも事実です。このことも、保護者や地域住民に伝えるべきであり、そうでなければ片手落ちのたたき台、資料と言わざるを得なくなります。

そこでまず、伺いたいんですけれども、勿論、私は、教育の専門家ではありません。しかし、今、全国にね、小学校というのは、公立と私立合わせて2万2,000あるという、文科省は発表しています。その中で、この平成22年度は2万2,000の内、複式学級は5,857学級、約6,000学級であるというのが、文科省報告であります。そういうことからすればね、何も特別に複式学級というのは珍しいものじゃない。教育行政から見て、異端のものではない。現に、公にね、認められた教育形態ということも1つは、数の上では言えます。

そこで、先ほど言いましたように、専門家ではないんですけれども、教育学会が、いろんな研究報告しておるんですよ。その中で、1つは、これは、北海道教育大学、道立教育研究所が出している、複式学級における学級指導のあり方。こういう研究発表の中でね、こういうことを言っておるんですは。

複式学級における学習指導の基本的な考え方として、1、少人数であることを活かし、一人ひとりに応じたきめ細かな指導をとおして、基礎基本の確実な定着を図ることができます。

2つ目、数多くの自学自習の経験を活かし、自ら学び自ら考える力の育成を図ることができます。

3つ目、2個学年、いわゆる異なる学年ですね、児童生徒で構成されていることを活かし、上学年と下の学年との係わりを通して、学年を超えて学びあう態度を育てることができるといって、これが利点として、発表されておるわけですね。そういうことからすれば

ば、確かに、この計画書や何やらは、とにかく固定化するし、組替えはできないし十分な活動はできないというようなことで、もう網羅されていてね、少人数学級や何やらの良さやメリット、最初はちょっと、きめ細かなことを教育長言われたけれども、そういった内容、ほとんど計画書の中にないんですね。だったら、今、教育学会で、こういう研究到達があるのであればね、小規模校、過小規模校、複式学級、少人数特性を活かした、こういう利点があるということも、やっぱりこれは、住民が協議するたたき台としてはね、出さなきゃ、これはおかしいんじゃないかというふうに思うんで、今、この、北海道教育大学研究所の、この複式学級における利点というようなことについては、教育長は、どう思われますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 複式学級を否定するものではありません。今現在、佐用町もですね、複式学級で教育をしているわけです。で、しかしながら、先ほど、鍋島議員が言われました、また、大学研究の方で言われましたことについても、これは事実であります。当然、いいところはあります。しかしながら、もっともっと子どもたちの環境を考えた時には、どうだろうかということで、今お話をして、さしていただいたところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あのちょっと、論点を絞りたいんですが、私、言っているのは、複式学級が優れていると言っているんじゃないんですね。誰しも、できたら複式学級でなくて単式であって欲しい。しかし、少子化の中でね、複式学級になっていることについて、それは、その利点があるんだという点を、これは、はっきりさせなきゃいけないという議論をしています。だから、何も複式学級が優れているというわけじゃないということも、まず前提で議論しておきたいと思えますけども、それで、確認したいんですが、今現に、町内で3小学校が複式学級、今、教育長言われました。懸命な努力をされてます。これは、非常にね、単式に比べて複式だったために、複式のために、学力から何から、非常に劣ると。ほんまに複式のために、大変だと。こう言わざるを得ないような状況なのかという点を、ちょっと明確に言っていただきたいことと。

ちょっと、昨日、教育長は、敏森議員の質問の中でね、佐用の教育は劣っていないというふうに胸張って言われました。その中に当然、複式も含まれてます。全体ですから。そのことからして、現の複式学級、単式はいいんだけど、複式でもきちっとした教育ができていのかどうか、この点を、ちょっと答弁いただきたいんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 佐用の教育が劣っていないと申しましたのは、学習指導要領に基づいて、先生方が、研究しながらですね、一生懸命やっていると。で、学力調査につきまし

でもですね、大きく劣っている部分はないということで、そのように申したわけでございます。

で、複式学級で、例えばですね、非常にまあ、人数が少ない場合、その、子どもたち一人ひとりが持っている力と言いますか、それが非常に幅が広がるわけですね。そうしますと、話し合い学習を積み上げていくにもですね、途中で途切れてしまう。いろんな層の子どもたちがいる中で、1つの課題解決に向けての話し合いというのは、練ることができるわけですね。そういうことでは、複式と言うか、少人数の中では、非常に難しい面があるのではないかなと、そのように考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、話を大きな方に広げますけども、佐用郡内の3小学校の複式、それから過小規模校だけに目を奪われずにね、勿論、私は、教育の専門家じゃないんだが、いろんな教育学会の発表、研究発表を見てみますとね、複式とは出てないんだが、小規模校、過小規模校は、やっぱり教育上、非常に重要だと。教育効果が上がるという研究発表が、インターネットでもかなり出ておるんですね。世界的に見れば、グラスとスミスのグラス・スミス曲線というのが、何かこれ、教育専門家ではあるらしいですけども、1982年に発表された。この中では、学級規模が20人程度以下になる方が学習効果が大だとかね。それから、欧米のテネシー州の実験では、これは1985年。13から17人学級の方が、20人以上の学級より優れた成績をあげたとか。それから、2002年には、英国学校制度の準備学年における学級規模に関する調査研究では、読み書きと計算テストは、学級規模の増大とともに低下したとかいうようなこととかね。

それから、国内においては、広大、九州大学、名古屋大学において、少人数学級の方が有利との報告、などなどですね、多くの報告事例は出されておるんです。

それから、もう1つ、よく学力国際世界一というので、フィンランドが挙げられます。外国のことだから、即、佐用郡に合わせるとということじゃないんだけど、1つの参考として聞いていただきたいんだが、これは、佐藤 学という人が習熟度別指導の何が問題か。岩波ブックレットというのに出しているのはね、フィンランドでは、5キロ以内の通学区に学校を設立することが、法律で規定されているので、小学校も中学校も小規模です。小学校は、全校生徒の数が60人程度ですから、多くは複式学級ですというような、云々というような形でね、フィンランドの例を紹介しているんですね。

だから、私が言いたいのは、複式がいいということじゃないんだけど、やはり少人数なら少人数、複式なら複式の中でね、これ地道な今までの教育、取り組みの中で、いろんな到達、今の到達からしてね、佐用郡でも、過小規模校でもきちっとした教育ができるというのは、世界または、国内のいろんな取り組みの中で言えるんじゃないかと。この点は、教育長は、もうどうしても複式や過小規模校では、固定化して駄目だというふうに、こういう例を聞いても思われるのかどうか、その点を確認したいんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 20人の数字の児童生徒数の話が出ましたが、まああの、日本は、1

学級 40 人ということ言えば、当然、40 人は、私は多いと、そのように認識しております。

また、小さな学校、少人数だから固定化するのか。現実には、そういうことを、私は、現場で、体験して来ました。やはり、特に、世界に目を向けろということでございますけれども、現実には、保育園から小学校、中学校と、クラスが変わらずに、5 年間見てきた学校もあります。そういう中で、これは子どもだけじゃなくって、大人の目もですね、そういう見方をされると。それを、学校の教員が、そうじゃないですよと。こういうことですよと、一生懸命言ってもですね、やっぱり中学校 3 年間変わらずに卒業していった。また、その親も、子どもが卒業しますので、親も学校から離れていくと。そういう経験は、私は、してきました。以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっと、後ね、まあ、今の議論の中で、そういったね、少人数の特徴を活かした教育があるということは、今の議論の中ではね、明らかになってきているというふうに思います。当然のことながら、そういった、住民のたたき台にも、そういった意見もね、事実は事実ですから、明らかに情報として与えるべきだろうというふうに思うんです。

それから、もう 1 点、もう 1 つは、その肩身の狭い思い、する思いとしてね、法律では、先ほど、教育長言われたように、標準規模と標準学校というのは、12 クラスから 18 クラスというのが標準学校というふうに、これは、教育基本法の施行規則ですけども、出されている。それからすればね、6 クラス、5 クラス以下とか、複式で 4 クラスとかいうことになったら、これは、法的に違反しているんじゃないかというような、勘違いさえしかねないようなね、そういった標準規模になっております。

ただ、よくよく調べてみたら、この教育基本法施行規則というのは、50 年前に、昭和 36 年にできたということで、実態に合っていないんですけども、その規則ですらね、地域の実態、その他により特別の事情のある時は、この限りではないとか、それから、昭和 48 年 9 月 27 日に旧文部省の通達。何か、いわゆる U ターン通知言われているらしいですけども、当然、確保できなかったとしても、地域の実情に合わせてね、無理やり統廃合なんかするもんじゃないというような、文部省の通知も、通達も出ておるんですね。そういったことからして、まあ、確認しますけれども、多少、過小規模であったとしてもね、法にも違反してないし、そういった点からでも、何ら問題ないという点は、ちょっと確認しておきたいんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在も、その過小規模と言いますか、それで、学校経営、学校が存続しているわけですから、それを否定するものでもありませんし、それぞれの今、10 校、中学校、三土中学校入れまして、5 校がですね、一生懸命、子どものために教育を進めておる。しかしながら、先ほど来言っておりますように、いろんな子どもの成長を見た時に、更にもっといい環境づくりがないかどうか。それを、これから地域の方々と一緒に話し合

いの中で進めていこう。そういうことでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 最初、教育長言われたように、今回の、標準1学級20人という問題と、そのために、適正化に努めなきゃいけないというね、この計画書の根拠になっているものの1つとして、いわゆる意識調査が、これは議会にも報告ありましたけども、なされました。2月にね。で、その意識調査に基づいて、今回の適正化推進の計画になっているというふうに思うわけですけども、最初言いましたように、そのアンケート、意識調査が、公正に行われているんだったら、それは、非常に重いものです。しかし、例えばですね、これが果たして公正なのかと思うような設問なんですね。

例えば、今、お子さんの通っておられる小学校の規模について伺いますということですね、大きいとか、少し大きいとか、適当、少し小さい、小さすぎるとか、そういった設問をしてあるんですけども、その次に聞いているのはね、小さい、小さすぎると聞かれた方の理由は何ですかというのを、ずーっと理由を書いてね、丸を付けるようにしておるんですね。この中には、今回の計画書で、複式や過小規模では、もう駄目だという、理由になるような、固定化されるだ、競争心がなくなるわというようなことで、ざっとこう、理由に丸つけるようになっている。

で、今の小さな学校でも頑張っているについて、良いと思われる。今のままで良いという、当然、回答もありますから、そんな理由なんか一切、この、聞いてないんですね。一つは、こんなね、取り方、一つはないだろうというのと、もう、私は、極め付きに、これは問題だなと思ったのは、この、その次にね、統廃合は、統廃合をどうかということで、設問があるんです。その中でね、統廃合について、教育環境を整えるために推進すべきだというのが1番に来て、2番目がね、もう子どもが少なくなっておるから、他の学校と一緒にすることは、やむを得ないという設問、設けて、3つ目に、子どもの数が少なくなっても、今の学校のままで良い。この3つで、どれですかと聞いておるんですね。普通ね、質問する場合に、2つ聞く場合だったら、統廃合賛成ですか。お宅は反対ですかと。これは、正当な聞き方ですよ。3つ聞く、3つ聞くのにね、統廃合を、積極的に進めるべきですかと。やむを得ないと思いますか。今のままで良いですか。3つ聞くんだったら当然ね、できるだけ統廃合しなくていいような、ようにしたらいいと思いますかとかですね、当然、中間的な設問もないとね、統廃合は問題あるなと思うけども、仕方がないかなということにね、アンケート結果が流れていくような、そういうことに、ならざるを得ないような感じがするんですね。

だから、公正なアンケートにはなってない。その基に基づいて、それでも、教職員は6割、親は3割が統廃合反対という意思表示されてますのでね、これは、かなりね、やっぱり、その中でも、そういった意見というのは、やっぱり小規模校、また、地域の問題もありますけども、そういった思いが強いのだなというふうに思うんです。

ところが、残念ながら、計画書には、そういった内容はなくて、ほとんどがもう、親も教職員も1学級20名が一致したという形で、だいたい網羅されておるんですね。このあたりは、どうかと思いますけれども、こういう、今言った、アンケートのやり方は、ちょっと公正さに欠けるというふうに感じませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、アンケートの内容でございますけれども、私も、アンケートの結果を見まして、ほぼ 100 パーセント、これを信じてもいい部分と、それからまあ、該当者がですね、例えば、100 人でありましたら、100 人の内の 10 人が 20 人ほどしか、その項目について、解答がなされてない部分もあります。それをもって、この数字を、100 パーセント結果が出たから、そういう気持ちはありません。まあ、これを、大方の、いろんな方々の、アンケートした、1 つの結果として、これを十分こう検討しながら、議員が言われますように、いろんな方々の意見を聞きながら、まずは、子どもの環境というものを、考えていきたい。そこを、私は、中心に思っているところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 勿論、アンケートは、議会に事前にね、議会に報告がなかったし、それから、議会としても内容を審議したわけじゃないんですね。まあ、教育委員会が、そういった点では、独自にやられたと。内容についてですよ。いうことであります。その経過からしたらね、やっぱり今、指摘させていただいたように、ちょっと公正さを欠いておるんじゃないかという点は、是非、検討もしていただきたいと。

それから、もう 1 つアンケートでは、この、町内のね、義務教育に関する意識調査ということで、少子化の中で、保護者等がですね、どのような意識を持っておられるかということでアンケート取りますということでされておるんですね。それは、それでいいんです。内容は、いろいろ問題ありますけど。

で、その中でね、ただし三土中学校を除くと。勿論、三土中学校は、宍粟市と佐用町の一部事務組合です。しかしね、これは、佐用町も構成町なんですね。一部事務組合の。その中の三河の保護者というのは、町民であります。その町民が、この義務教育の意識調査から外されるといのはね、いや、うちの教育委員会の管轄じゃありませんというような問題じゃないんですわ。構成町の親が、町のね、そういった意識調査の中から外される。これはね、果たしてどうなのかというふうに思うんですけれども、そのあたりは、なぜ、この三土中の保護者を外されたのか、そのことをお伺いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 実はあの、三土中学校におきましては、既に、本町が実施する前に、宍粟市の教育委員会が実施されました。で、その時におきましても、三土中学校の保護者は外して、これは組合立ですということで、宍粟は外されました。で、うちは、学校の方へ問い合わせまして、佐用町の対象の家庭にだけ届けていただけますかと。それはできないという学校の方針があります。そういうことで、宍粟も三土中学校の保護者のアンケートを外されたと。

それから、佐用町だけその、することも、ちょっと躊躇したんですけれども、一応、中学校の方へ問い合わせ、そういう回答がありましたので、三土中の保護者へは出してお

りません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あのもう、異常ですね。はっきり言って。結局、三河の親というのは、宍粟から除け者、佐用からも除け者というね、いや、結果としてですよ。思いや意識を現す場所がない。どちらからも、結局、疎外されているというのが、今の報告です。

確かに、事務的には、学校の方が、三河だけは配りませんと言ったかもしれませんが、それは、それでね、本当に、三河の親の意識を聞こうと思えばね、手はいくらでもありますよ。あります。やろうと思えばね。それを、あえてしなかったということが、私はね、学校から断られたから、もう止めましたというようなことで、済ませること自体が、教育委員会の姿勢として問題があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） とりあえず宍粟市と佐用町の組合立の教育委員会で、一応かかわっておりますが、主管しております宍粟市の教育委員会がこう、実施していないところにおいて、佐用町だけということもありましたので、それは、お互いの、宍粟と組合立ですの、（聴取不能）。当然、三河小学校はアンケート取ってますが、当然、宍粟の方も土万小学校の校区のアンケートは取っております。

で、中学校については、その保護者から、組合立の現況の中で、まだ、その時に、三土の中学校についての統廃合、これは、どちらも一方で決めたりとかすることはできませんので、そういうことで、とりあえず今回の場合は外しています。

当然、これから意見を聞かないということではございません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、教育課長、よく聞いて欲しいんやけどね、結局、これから意見を聞かないとかいう、そういう問題じゃなくてね、全町的に、町民、保護者に対して、今の佐用町の義務教育体制、これが適正かどうか等含めた意識調査ですよ。ねっ。で、一部事務組合と言っても、これは勿論、町民だし、勿論、その一部事務組合は、これはね、構成町は、市町は対等なんです。確かに、人口案分や何やらで、そのお金の出し方が、どこも違うけどね、対等なんです。構成町。何も、三土中学校だから、宍粟におんぶしているから、私ら権限がないというような、それだったら、全くの誤解ですよ。そんな一部事務組合ありません。

それからしてね、その人たちの意見を聞かなかったということはね、アンケートとして、

他は聞いたけども、これ自体は、片手落ちだし、今でも問題と思いませんか。これを確認したいんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 問題と言いますか、佐用町の子どもたちの親からですね、同じアンケートを取らなかったということについてはですね、非常に、私も、すっきりはしておりませんし、しかしながら、先ほど、教育課長が言いましたように、宍粟市の、当初されたアンケートのやり方。それと、佐用町の教育委員会がアンケートするのが違うというのも、これも非常におかしい部分があります。ですから、先ほど、最後に、学校に連絡して、どうのこうのの話がありましたけれども、私は、教育委員会が、同じ歩調でアンケートを実施すると、そういう理解をしたところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、それはね、いろんな意見があるでしょうけども、まあ、誰が考えてもね、その三河、三土の親だけ外すというのは、おかしいというのは、これは誰でも、そう思いますよ。おそらく今、テレビ見ておられる方の多くの方が、除け者にするのはおかしいというふうに思われると思うんですね。おそらく、教育行政をつかさどる教育委員会がね、それに気付かないはずはないんですよ。そんなこと、とおに分かっておってやと思いますよ。なぜ、それをやったのかと。それは、中学校から配るの断られたと。そんな理由じゃないですね。

結局、三土中学校は、今回の統廃合に関係ないという、この根本のね、やっぱり気持ちが腹にあったんじゃないかと。つまり、あれは宍粟の関係で、土万は菅野に行くし、どっちみち今回の佐用町の中学校の統廃合と関係ないというような意識があったのじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この問題が、まあ、19年の議会、また更には、途中、途中ですね、三土中学校のお話もですね、予算委員会とか一般質問でも出ました。その時に、全然、三土中学校のことを関係ないとか、そういうことは言った記憶は一切ありません。佐用の中学校は、現在4校で、いろいろとしておりますけれども、三土中学校は、忘れたことは一切ありません。それだけは、厳に言っておきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） だから矛盾するんですよね。だったら、なぜアンケート取らんのかということになるわけですね。そのあたりは是非ね、真剣な検討を願いたいというふうに指摘しておきます。

それで、複式学級、過小規模校の、そういった利点や何やらも、住民に開示する。情報として知らせるという確認を、先ほど、教育長にさせていただいたわけですが、ちょっと確認したいんですが、複式学級は、国の基準では、2 学年で 16 人以下だが、兵庫県が 14 人以下という基準のために、中安小学校ですか、調査で 14 人ということになっているみたいですが、そういうことからすればね、いや、複式学級が、私も悪いということを行っているんじゃないんですよ。もしも、その基準を、国基準なりにすれば、現に今ある複式学級も、単式になるというところができるわけだが、そういった検討は、1 つはできないのかということと。

後、先ほど、山村留学制度、言いましたけれども、あれは、1 つの例であってね、ただ、過小規模校、小規模校、全国的に、これもインターネットなんかでよく出てきますけれども、いろんな取り組みしてきますね。例えば、北九州市なんかだったらね、フレンドリースクールとか言ってね、校区を越えて、山奥の学校に、その市内の子どもさんが、その小学校に入学して、自然と、非常にふれあう機会の多い学校に行くとかいうようなことが、かなり活発に行われているというような一例もあります。そういった例というのは、全国にたくさんあるというふうに思うんだけど、先ほどの複式学級の問題と、それから、そういった全国の取り組みね、何も山村留学制度だけじゃないですよ。いろんな取り組みも、やっぱり教育委員会としては、研究すべきじゃないかと、この点の答弁をお願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 例えばですね、1 年生、2 年生は、生活科というものがありますが、今、ここ 3 年ほど前からですね、江川小学校と利神小学校が、交流の事業と。例えば、お茶摘みを一緒にしたりですね、年間、何時間か、そういう、バスで移動してやっておりますし、また、先ほど来言っておりますように、保育園から小学校、中学校と同じような、同じメンバーで、ずっとこう、学校生活を送る、そういう学校においてはですね、小学校と中学校の連携。例えば、給食を一緒にしたりですね、また、運動を一緒にしたり、また、中学生が、小学生の授業を手伝ったりと、そういうことも、三日月、小中学校では実施しておりますし、何もしていないんじゃないかって、できる範囲の中でですね、子どもたちが、より良い、広い視野が持てる。また、自分たちの力、自分で考えて、いろんなことができるような場面を、学校共々ですね、教育委員会も考えているところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、この問題で、最後の質問にします。

まあ、計画書では、とにかく統廃合しなきゃいけないのは、3 つの理由だということですね、1 つは、教育効果の観点から、とにかく過小規模校や複式ではあかんということで、理由付け。

2つ目に、保護者のアンケート結果では、皆、多くの人がね、今は、あかんあかんと言っているというようなことで、その理由。

それからね、だから、1つと2つ目はね、これはもっと、いろいろ研究すべきだと。小規模校特性の良さとか、いろんな情報も開示すればね、もっと広く、何が適切かということとはね、適正化ということは、議論できるんじゃないかというように思うんです。

ただ、やっぱり、この次の3つ目の理由はね、これはやっぱり、統廃合のための理由かなというのがね、やっぱり経費節減ですわ。3つ目は、経費節減ということになっておるんですね。ただ、この経費節減もね、まあ、仮に、この計画でいけば、勿論、地区によって、いろいろ協議のあり方によって、時間はかかってきますよ。一応、5年、中期の5年で、小学校の4小学校が、10年で中学校の1中学校かという、大まかなスケジュールからしたら、この間、小学校、合併来ね、久崎、幕山、江川、それから、全校耐震化。相当投資してますわな。そういうことからしたら、この経費節減とは言うけども、この間の投資は何だったのかと。経費節減だけだったらですよ。理由が。とかいうように思うわけですけども、そのあたりの投資の問題から見て、その教育効果の問題は別としてだけど、町長は、どのように思われますか。相当つぎ込んでますけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、教育的観点からですね、まず純粹に考えて、今の状況の中で、教育環境を、どうしていったらいいのかということで、いろいろと今、議論をしていただく、また、計画を進めていただいております。

ただまあ、そういう中でね、やはり経費につきましては、それは、私は、そう重要と言いますか、大きな問題ではないと。逆に。学校統合ということにつきましては、国のこの制度、交付税制度ですね、こういうものの中で、私も旧町の時に、学校統合、利神小学校、4校を1校に統合という形で、事業を行っておりますけれども、実際、町が、の支出する経費につきましては、統合した方が経費が掛かると。この件に関してはね、そういう状況であります。

で、あの、やはり、学校の、その統合について、まあ、スクールバスでありますとかね、いろいろと、その整備もしなきゃいけませんし、実際、学校をやはり統合していくということになれば、当然、その次の問題としてね、教育問題だけではなくて、地域のいろんな課題というものが生まれてくるわけです。そのことも、やはり実際事業の中としては、全体としては考えなきゃいけないということでも、相当のお金はかかります。

ただ、お金が掛かっても、やっぱり行政の一番大事な仕事として、子どもの教育、このことは、やっぱり第一義的に考えなきゃいけないというふうな、私は思いしております。

それで、今まで、いろいろとたくさんの、当然、整備も、合併以来もしてきております。これは、当然、特に耐震化等については、待ったなしでありますし、そういう面でもね、これはやむを得ないと言いますか、統合は、例えばあったとしても、これは、必要な経費として、これは認めていただかなければならない。そういう問題ではないかというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）            じゃあ、1 項目目終わりました、2 項目目、精一杯早くやりますので、答弁の方、時間内によくお願いいたします。

次に、2 項目目の災害復興での諸課題について質問いたします。兵庫県が実施する 5 年間の緊急河道対策工事の早期完了を、被災者はじめ、多くの町民の方が求めています。そのためには、この工事の担保ともなる用地や物件の買収の進捗は重要であります。そこで、町も地権者の代替地要望に応える斡旋を実施しているとのことですが、その徹底を求めて伺います。

まず、進捗状況ですが、その 1、用地買収での総件数と契約数。各地区の状況はどうか。

その 2、用地買収のうち企業、法人の総件数と契約状況は。

その 3、家屋・物件補償での総件数と契約数。各地区ではどうか。

その 4、家屋・物件補償のうち企業、法人の総件数と契約状況は。

その 5、町は長尾での団地造成などの取り組みで、被災地権者対策を実施していますが、家屋・物件補償では、代替地希望者の件数と町の取り組み状況はどうか。この取り組みでの課題は何か。

2 点目として、本来なら国庫補助事業となる農業災害にも係わらず、査定漏れのため町単独事業とされた工事費 40 万円以上の農業災害について、町は、工事費の 95 パーセント補助を決めていますが、実際は、90 パーセントしか補助をしていないのではないかと声を聞きます。実態と、その理由は何か。

3 点目として、一昨年国土交通省近畿地方整備局主催のフォーラムで、8 月 9 日の水害に際し、光都土木事務所は、7 班 21 人の体制で挑んだが、誰一人佐用町に到達できなかったと、同事務所の主幹が語っています。これは、県行革による佐用土木事務所の閉鎖が被害拡大に重大な影響を与えたと考えられます。そこで、同事務所の復活を被災町の町長として、県に強く要求すべきじゃないでしょうか。

以上、2 項目目の質問といたします。

議長（矢内作夫君）            はい、町長、2 項目目、答弁お願いします。

町長（庵逄典章君）            じゃあ、少し早口で答弁させていただきます。

〔町長 挙手〕

16 番（鍋島裕文君）            ああ、ありがとうございます。時間内でね。

町長（庵逄典章君）            はい。

復興計画の諸問題についてということですが、まあ、県において進めていただいております河道対策事業の用地・物件の進捗状況についてでございますが、用地買収についての総件数は、用地約 2,400 筆、面積約 70 万平米、物件につきましては、電柱移転、立木のみ補償、上下水等を除いて全体で約 180 件。契約件数は平成 23 年 1 月末時点で、用地費については、全体の約 4 分の 1、物件については、2 割超の契約状況で、特に進んでいる河川は、庵川、大日山川等で、用地の契約が約 9 割、佐用川については、約 3 割強と聞いております。

次に、代替地希望者の状況でございますが、今現在、町が把握しております主なものは、町が実施している長尾の宅地造成地への移転について、現在においては、3 名の方が希望されております。また、山王地内において、8 名の方が代替地を希望されており、地権者

と代替地希望者との間で詳細について交渉中であります。また、久崎地域につきましては、笹ヶ丘の地内において、2名の方が、代替地の町有地への移転を希望されているというふうに聞いております。その他の物件についても、現在、県と町とで連携を図りながら地権者と移転交渉を進めているところでございますが、用地のみの契約と違い、物件移転が伴うものについては、補償への考え方には個人差があり、個々に1つ1つ意見、質問を聞きながら解決に向け取り組んでいるところでございます。

次に、工事費40万円以上で町補助90パーセントの件数と理由でございますが、農業災害の暫定法の対象とならない災害については、工事費の40万も採択要件の1つではありますが、その他、被災の事実、経済効果、維持管理工事、農地、農業施設として認められないもの等、現地の状況により申請するか否かを判断をいたします。今回も工事費が40万円以上であっても、町単独補助として、90パーセントの件数は、25件であり、現地を確認のうえ、補助基準に合致しないと判断したものであります。

次に、佐用土木事務所閉鎖と被害拡大との関係ということについてでございますが、今回の台風第9号災害は予想を遙かに超え、今まで経験したことのない集中豪雨により千種川、佐用川を中心に、現況の河川の数倍もの、河川の排水能力の数倍もの洪水が流下し、家屋等に甚大な被害をもたらされたものでございます。

今回の災害では、佐用業務所周辺の道路は冠水により全面通行止めとなっており、水防活動が出来なかったと考えられますが、光都土木事務所から、従来よりも多数の職員が水防活動現場へと直行し、通行止めの措置や流木撤去等に従事しており、特に、再編に伴って被害が拡大をしたということはなかったというふうに思っております。

なお、災害発生以降は、県と町とで連絡を密にして、災害復興に向けて多大のご尽力をいただいているということには言うまでもございません。おかげをもちまして、現在順調に事業展開をいただいております。今後は検証委員会からの提言を基に、兵庫県はもとより、あらゆる関係機関とも連携を図りながら、減災に努めて行かねばならないというふうに考えておるところでございます。

以上で、質問に対する回答とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ありがとうございます。それでね、

議長（矢内作夫君） 後、2分です。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。1問だけ。

ええっと、1つは、代替地の関係で確認したいんですが、勿論、原則ね、そりゃあ、個人が代替地見つけるというのは、当たり前であります。ところが、それはできないということですね、代替地、町が間に入っても、これは斡旋できるとは限りません。しかし、自分でできなくて困っているという人に対してね、町として、事情調査や何やら、できるだけ力になりますというような取り組みはね、これは、進捗のためには必要だし、また、現に、町は、そのように取り組んでいるというふうに、今まで報告ありました。

それで、久崎なんかでもそうなんですけども、まあ、墓地や何やら、家だけじゃないんですね。代替地困っておるけれども、自分でやりなさいしか、言われてないんだという人があるんですわ。事実。そういった点では、町が入って解決するものではないけど。直ぐ

にはね。しかし、しかし、町も努力しますというね、姿勢を見せることが、地権者にね、これはもう、大きな、その、信用を勝ち取るし、こういう取り組みが、やはり買収を進めて、工事が早くね、進捗できる大きな理由になると思います。だから、そのあたりはね、ちょっと徹底ということで、きちっと声が掛かっておるか。もう断った人はいいんですよ。どうかを確認していただきたいということと。

それと、今、盛んに出されているのが、この大震災で、工事がどないなるんだろう。勿論、県の工事なんですけども、県の予算なんですけど、大部分は、国庫支出金です。そういう経過からしたら、そういう町民の声があることに対しては、町長は、どのように見解持っておられるか、その2点。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ移転をお願いする方ですね、また、移転していただく代替地等につきましては、町もできる限り支援、協力をしていきたいと、相談に乗っていきたくて思っておりますし、私も非常に心配をしております、担当者の方にもですね、それぞれ、どういうふうになっているかということは、聞いております。

そういう、全然相談に乗ってくれないというような意見が、もし、あるんでしたら、それは、言って来ていただければ。そういうふうに、私は、聞いておりませんので。

ただ、まあ、今回の大きな震災で、これが、どのような、今、これから国がですね、この復興に向けて、事業、どれぐらいな、まあ、例えば被害になってくるのか、これも、まだ分かっていないような状況です。ただ、これまでに経験したことのないようなですね、天文学的な数字になるのではないかなという、私も懸念はいたします。

そういう中で、既に、国の方でも、その補正予算等についてですね、いろいろと財源措置、検討されておまして、それぞれ、国全体のいろんな事業にもですね、影響を及ぼすことは、間違いないというふうに思っております。

ですから、佐用町が、今、事業展開して、行っていただいております河道、この河川の大規模改修等においてもですね、まだまだ、今、一応、総額まあ、456億とかいうような形で、まあ、一応認可を受けておりますけれども、ここらへんがですね、まあ是非、今後とも確保をされて、早く進めるように努力はしていかなければならないと思っておりますけれども、少しでも早くね、この事業は、やっぱしできるだけ、行っていくことが大事なかなというふうに思っております、今後のことについて、私も、今のところは予想が、なかなかつかないというのが、事実でございます。

16番（鍋島裕文君） ありがとうございます。はい。

議長（矢内作夫君） ありがとうございます。

以上で、16番、鍋島裕文君の発言は終わりました。

お諮りをいたします。後3名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は、終了い

たします。

次の本会議は、明 17 日、午前 10 時より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。ご苦労様でした。

午後 0 4 時 3 1 分 散会

---